

次の世代に引き継ぐ魅力ある村山市を創る

# 第4次村山市地域福祉計画 第5次村山市地域福祉活動計画

令和6年度～令和10年度



村山市キャラクター  
「ムラ」

「みんながつなぐ **おたがいさま** で共に生きるまち」  
～ 誰もが住み続けたいあたたかいまちを目指して ～

村 山 市  
社会福祉法人 村山市社会福祉協議会



## ごあいさつ

村山市長・村山市社会福祉協議会会長

志 布 隆 夫

我が国では、少子高齢化や人口減少に加え、ライフスタイルの多様化等により、ダブルケア、8050問題等の複雑化・多様化した生活課題がみられるようになってきました。

村山市では、平成24年3月に「村山市地域福祉計画」、社会福祉協議会では平成15年4月に「村山市地域福祉活動計画」を策定し、以降見直しを重ねながら、子どもから高齢者まで、日々の生活や健康面に不安なく暮らすことができる取り組みを進めてまいりました。

このたび、更なる地域福祉の推進に取り組むため「第4次村山市地域福祉計画・第5次村山市地域福祉活動計画」として、市と市社会福祉協議会が一体となり策定しました。これにより、包括的な支援体制が図られ、より効果的で実効性のある計画となっております。

今後とも、関係機関と連携を図りながら、「誰もが住み続けたいあたたかいまち」を目指し、地域福祉の向上に努めてまいりますので、関係各位のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました村山市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました民生委員児童委員、市民の皆さまに心からお礼申し上げます。



# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 1. 計画策定の目的                | 1 |
| 2. 計画策定の趣旨                | 1 |
| 3. 計画の位置付け                | 3 |
| 4. 計画期間                   | 4 |
| 5. S D G s 【持続可能な開発目標】の推進 | 5 |
| 6. 計画策定の方法                | 5 |
| 7. 前計画をふまえて               | 6 |
| (1) 地域福祉計画                | 6 |
| (2) 地域福祉活動計画              | 7 |

## 第2章 地域福祉に関する現状及び課題

|                   |    |
|-------------------|----|
| 1. 本市の福祉を取り巻く現状   | 8  |
| (1) 人口の動向         | 8  |
| (2) 高齢者世帯状況       | 9  |
| (3) 高齢者年齢別人口      | 10 |
| (4) 子どもの状況        | 11 |
| (5) 障がい者の状況       | 12 |
| (6) 生活保護の状況       | 12 |
| (7) 高齢者虐待の状況      | 13 |
| (8) 成年後見の状況       | 13 |
| (9) 火災・交通事故の状況    | 14 |
| 2. 住民アンケートの結果について | 15 |
| (1) 集計結果          | 15 |
| (2) 課題のまとめ        | 16 |

### 第3章 基本理念と基本目標

|                |    |
|----------------|----|
| 1. 基本理念 .....  | 18 |
| 2. 基本目標 .....  | 18 |
| 3. 計画の体系 ..... | 19 |

### 第4章 取り組みの展開及び推進

|                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| 基本目標1 支え合い・助け合う地域づくり（みんなで気づき行動する） ..... | 20 |
| 取り組み1 福祉の心をはぐくむ基盤づくり .....              | 20 |
| 取り組み2 地域での世代を超えた交流の場づくりと活動の活性化 .....    | 22 |
| 取り組み3 地域での支え合いに向けた人材の発掘・育成 .....        | 23 |
| 取り組み4 地域福祉推進団体を支える体制づくり .....           | 24 |
| 基本目標2 安心・安全に暮らせる地域づくり（みんなで備える） .....    | 26 |
| 取り組み1 住みやすい環境の整備 .....                  | 26 |
| 取り組み2 災害時に対応できる体制の整備 .....              | 28 |
| 取り組み3 見守り体制・相談窓口の充実 .....               | 30 |
| 取り組み4 犯罪や非行の防止・立ち直り支援 .....             | 31 |
| 基本目標3 暮らしを支える地域づくり（みんなで考え支える） .....     | 34 |
| 取り組み1 福祉サービスの充実と気軽に利用できる相談体制 .....      | 34 |
| 取り組み2 健康増進・介護予防の推進 .....                | 36 |
| 取り組み3 権利擁護の推進 .....                     | 38 |
| 取り組み4 生活困窮者支援の充実 .....                  | 39 |

### 第5章 計画の推進にむけて

|                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| 1. 計画の普及、啓発 .....                      | 41 |
| 2. 進捗状況の定期的な点検 .....                   | 41 |
| 3. 地域住民、村山市、社会福祉協議会、関係機関の協働による計画推進 ... | 41 |



## 資料編

|                                          |    |
|------------------------------------------|----|
| 1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の経過                  | 44 |
| 2. 計画策定にあたって参考とした計画等                     | 45 |
| 3. 住民アンケートの結果について（データ編）                  | 46 |
| 4. 第4次村山市地域福祉計画策定委員会設置要綱                 | 49 |
| 5. 第5次村山市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱               | 50 |
| 6. 第4次村山市地域福祉計画・<br>第5次村山市地域福祉活動計画策定委員名簿 | 51 |

## 第1章 計画策定にあたって

### 1. 計画策定の目的

「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」は、人口減少や少子高齢化の進展、人々の意識の移り変わりに伴い地域社会の在り方が変化しているなか、住民が支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、地域の一人ひとりが地域福祉の推進を目指していく計画です。

### 2. 計画策定の趣旨

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、社会福祉法の基本理念の一つである地域福祉の推進を図ることを目的として、策定する計画です。

市民がそれぞれの生き方を尊重し、ともに支え合い、助け合いながら、住みよい地域で安心・安全に自立した生活を送ることができるしくみをつくるものです。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が、活動計画として策定するものであり、地域住民などの地域福祉に関する主体的活動の活性化などを推進するため、具体的な取り組みを示す民間の活動・行動計画です。

社会福祉を進める上での市全体の理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実現・実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が「地域福祉活動計画」です。

#### コラム ①

#### 計画の見方

「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」では、**基本目標1・2・3**に分け、地域住民、村山市、社会福祉協議会の**役割や取り組む内容**を整理し、活動のヒントやきっかけとしてまとめました。日々生活する中で、「課題」として挙げられることや感じることは時代の流れや環境の変化等で一人ひとり違いがあり、既存の制度やサービスだけでは解決できない事柄もあります。そのため、お互いに困っていることに**気づく**こと、どう解決したら良いか**考える**こと、それぞれの強みを活かし**行動**すること、お互いに協力し**支える**こと、未来に**備える**ことが大切です。まずは、お互いに話し合える場、関係を築いていきましょう。



みんながつなく おたがいさまで 共に生きるまち

## 【社会福祉法抜粋】

### （目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

### （地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

### （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### （市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を運営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあっては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

### 3. 計画の位置付け

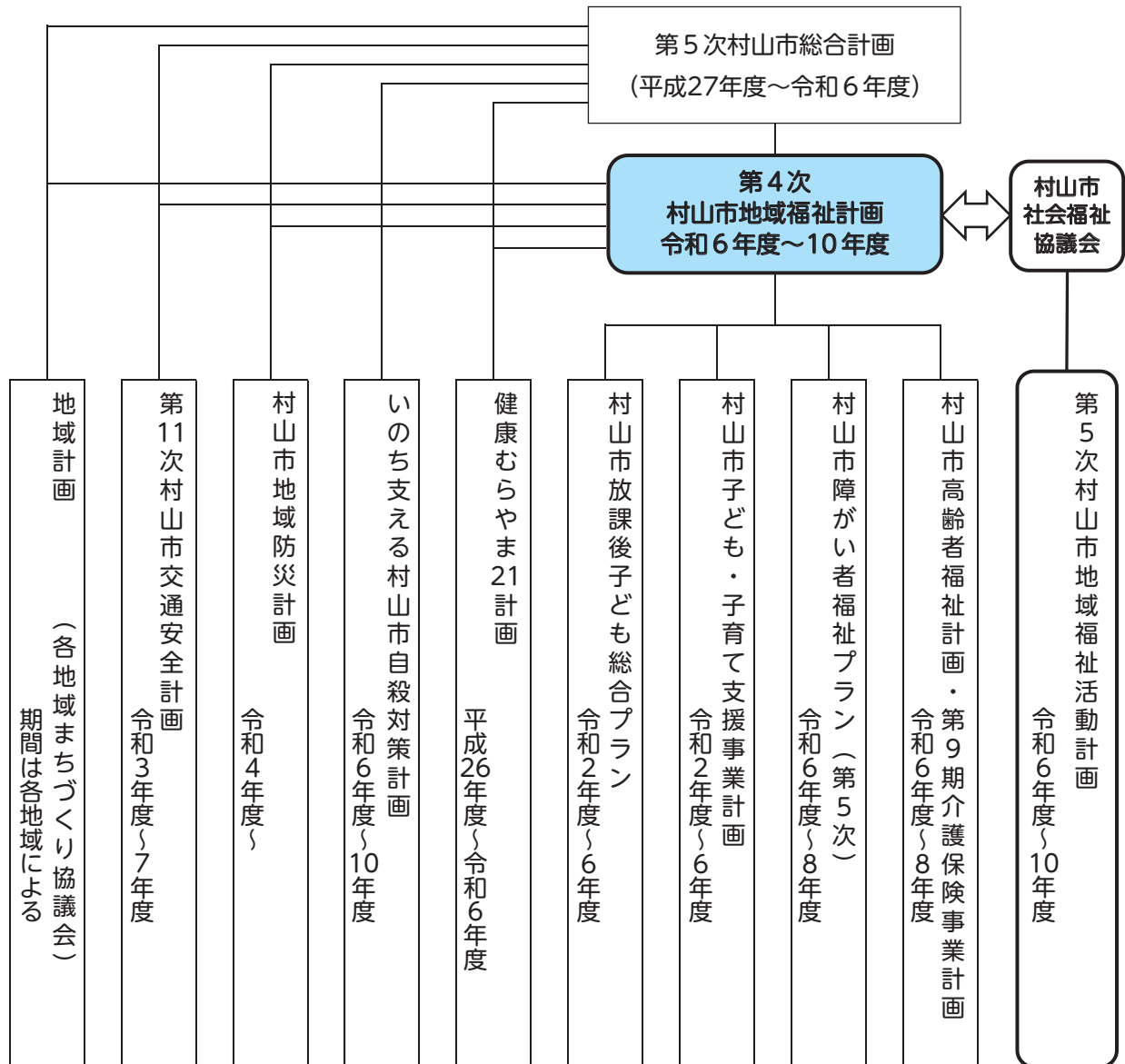
「地域福祉計画」は、市の最上位計画である村山市総合計画の福祉分野における確実な実現を目指す「福祉の基本計画」としての位置付けとします。

また、主に子ども・障がい・高齢者などを対象とする「福祉分野の上位計画」でもあり、福祉の各分野の個別計画における概念や目標を定めるとともに理念を共有しながら、総合的な推進を図る計画となります。

地域福祉推進のための理念や体制をつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、言わば車の両輪です。

これらが一体となって策定されることにより、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域に関わるものの役割や協働が明確化され実行に移せるよう、2つの計画を一体的に策定します。

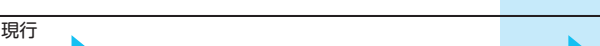
〔地域福祉計画位置図〕





## 4. 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

| 区 分                                     | 6                                                                                             | 7 | 8 | 9 | 10 | 11                                                                                          |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|----|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第5次村山市総合計画（10カ年）                        | 第5次（後期）<br> |   |   |   |    |                                                                                             |
| <b>第4次村山市地域福祉計画・<br/>第5次村山市地域福祉活動計画</b> |             |   |   |   |    | 次期計画<br> |
| 村山市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画                  | 第9期<br>     |   |   |   |    |                                                                                             |
| 村山市障がい者福祉プラン（第5次）                       | 第5次<br>     |   |   |   |    |                                                                                             |
| 村山市子ども・子育て支援事業計画（5カ年）                   | 現行<br>      |   |   |   |    |                                                                                             |
| 村山市放課後子ども総合プラン                          | 現行<br>     |   |   |   |    |                                                                                             |
| 健康むらやま21計画（10カ年）                        | 現行<br>    |   |   |   |    |                                                                                             |
| いのち支える村山市自殺対策計画（第2期）                    | 現行<br>    |   |   |   |    |                                                                                             |
| 村山市地域防災計画（令和4年度～）                       | 現行<br>    |   |   |   |    |                                                                                             |
| 第11次村山市交通安全計画                           | 現行<br>    |   |   |   |    |                                                                                             |
| 地域計画（各地域まちづくり協議会）                       | 現行<br>    |   |   |   |    |                                                                                             |

## 5. SDGs【持続可能な開発目標】の推進

この計画は、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念を共有し、各施策の推進によりSDGsの達成に貢献していきます。

SDGsの達成に向けての取り組みは、国レベルで実施すべきものも含まれますが、地方自治体における取り組みも必要となります。本計画ではSDGsにおいて地域福祉と特に関連が大きいと言える次の6つの各理念に沿いながら、持続可能な地域と福祉の仕組みづくりを目指します。



## 6. 計画策定の方法

本計画の策定の方法は、地域福祉にかかわる各種団体の長や学識経験者等により「策定委員会」を組織・開催し、基本理念をはじめとする計画素案に対して各委員の立場・視点から意見をいただき、今後作成する計画案に反映します。

また、計画案に対し、意見の一般募集（パブリックコメント）を行います。

地域のさまざまな生活課題の把握や住民の幅広い意見の反映については、地域福祉に関する住民アンケートの調査結果を分析し、活用します。

### コラム ②

### 地域福祉とは？

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

2000（平成12）年に社会福祉事業法から改称した「社会福祉法」は、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定めています。地域福祉を推進することの重要性が法に明記されたことは、福祉サービスを必要とする人たちが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、そして社会、経済、文化に限らずあらゆる分野の活動に参加する機会を得ることができるよう、社会福祉の方向性をあらためて示したものといえます。（社会福祉法人 全国社会福祉協議会HPより）

## 7. 前計画をふまえて（令和元年度～令和5年度まで）

### (1) 地域福祉計画

#### 【基本理念】

みんながつなぐおたがいさまで共に生きるまち  
～支え合い心かよう地域の実現を目指して～

#### 【基本目標】

1 支え合い・助け合う共生の地域（ひと）づくり

2 安心・安全に暮らせる地域づくり（環境）づくり

3 暮らしを支える地域（仕組み）づくり

前計画の基本理念「みんながつなぐおたがいさまで共に生きるまち」については、支え合い・助け合いによってすべての市民が住みなれた地域で安心して充実した生活を送り続けられるよう、地域福祉に欠かせない「おたがいさま」の気持ちを「自助」「共助」「公助」による地域福祉の仕組みづくりを表すキーワードとして、市民の福祉意識の醸成につなげてきました。

また、3つの基本目標については、子ども・障がい・高齢者をはじめとする各分野の個別計画により着実に進めてきました。

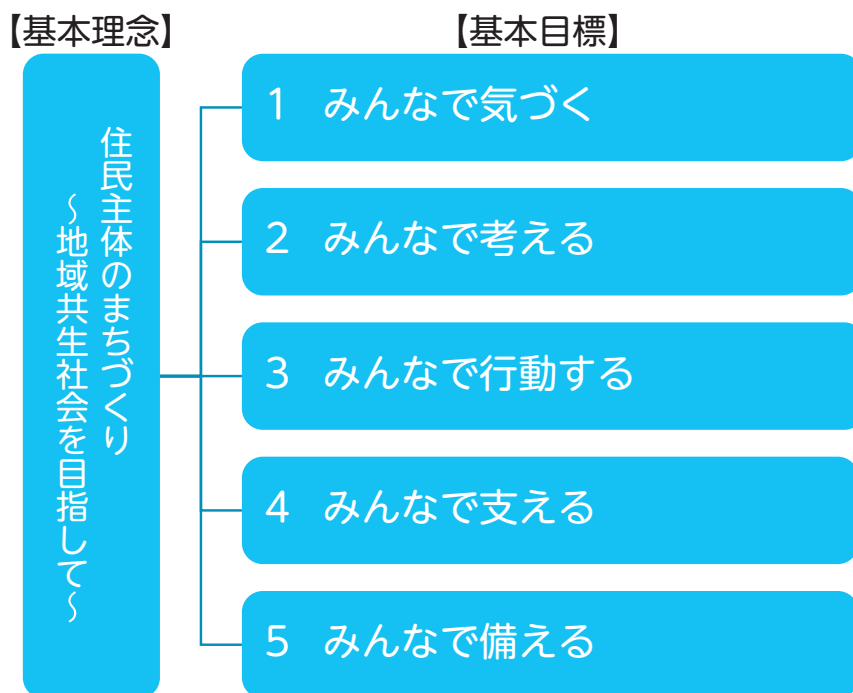
しかしながら、人口減少と超高齢化が進むなか、年々地域のつながりの希薄化が懸念されます。地域の活動を継続し活性化していくために、地域のつながりづくりにさらに取り組む必要があります。住み慣れた環境で、一生健康で快適に住み続けられるように身近な環境を整備していくこと。加えて、子育てしやすい環境の整備を進め、地域全体で子育て世帯を支援する取り組みが求められます。

近年多発する大規模災害や感染症、高齢者を狙った犯罪への備えを、地域全体で取り組む必要があります。

これらの課題解決のために、関係する各分野の人達が横の連携を深め、包括的な支援体制を構築し、誰一人残さない取り組みを推進する必要があります。

これらの状況及び前計画策定時からの社会情勢の変化等を踏まえ、本計画の基本理念、基本目標、各施策等を定めることとしました。

## (2) 地域福祉活動計画



村山市社会福祉協議会では、「住民主体のまちづくり～地域共生社会を目指して～」を基本理念に掲げ、住民同士の支え合い・見守り活動や地域の実情に応じた多様な福祉サービスが提供できるよう事業を推進しました。また、「みんなで気づく・考える・行動する・支える・備える」を基本目標に各事業を推進するとともに新型コロナウイルス感染症に伴う新たな支援や豪雨災害への対応等にも取り組みました。

近年、個人・世帯・地域が抱える幅広い生活課題は多様化しており、子ども・障がい・高齢者といった分野だけでなく、生活困窮や権利擁護、社会的孤立を防ぐための社会参加の機会確保が求められています。既存の公的な制度やサービスを必要に応じて利用するだけでなく、住民の身近な圏域における地域課題の把握や日頃からの助け合い・支え合い、多機関との協働による生活支援の促進がますます重要となります。

制度の狭間や地域で孤立し、必要な支援に繋がらない状況を防ぐためにも、普段から顔の見える関係づくりや地域の多様な関係者によって課題を「我が事」として捉え、「丸ごと」受け止め、包括的に解決できるようお互いに協力し合えるまちづくりの実現が求められています。これまでの取り組みを踏まえ、強化・拡充すべきところ、今後重点的に取り組むべき施策や方向性について検討し、計画の見直しを行うこととしました。



## 第2章 地域福祉に関する現状及び課題

### 1. 本市の福祉を取り巻く現状

#### (1) 人口の動向

村山市の人口は年々減少しており、一世帯当たりの人員も減少が続いています。区分別人口では、年少人口と生産年齢人口が減少し、65歳以上の人口割合（高齢化率）の増加が続き高齢化率は40%を超えています。

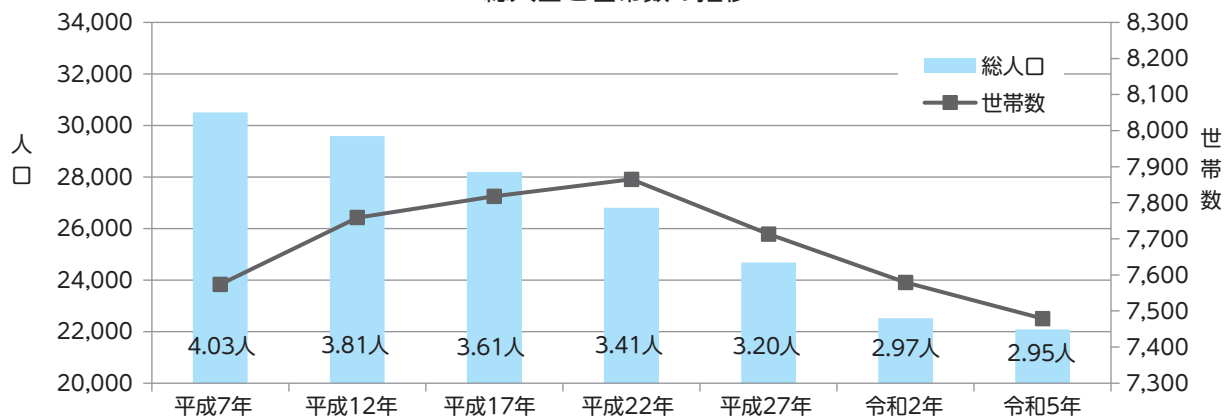
少子化と高齢化はさらに進んでいくことが予測されますが、平成27年以降は世帯数も減少の傾向を見せ、さらなる労働力人口の減少や社会保障負担の増大が懸念されます。

人口と世帯数、一世帯当たり人員の推移

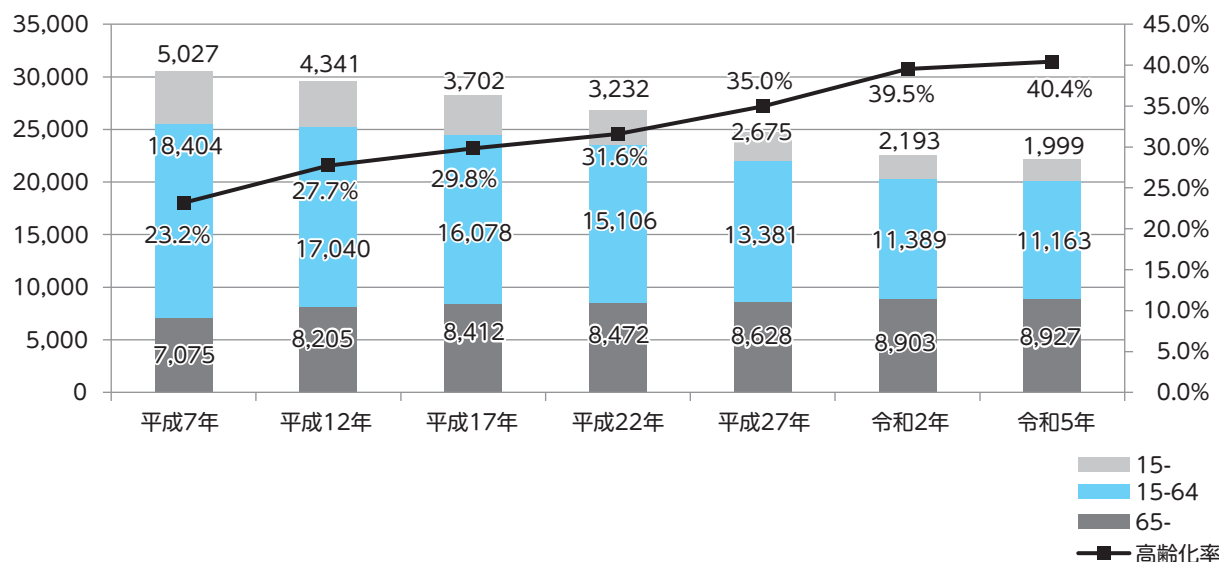
| 区分      | 平成7年   | 平成12年  | 平成17年  | 平成22年  | 平成27年  | 令和2年   | 令和5年   |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口     | 30,506 | 29,586 | 28,192 | 26,811 | 24,684 | 22,516 | 22,089 |
| 世帯数     | 7,574  | 7,759  | 7,818  | 7,865  | 7,713  | 7,579  | 7,479  |
| 世帯当たり人員 | 4.03   | 3.81   | 3.61   | 3.41   | 3.20   | 2.97   | 2.95   |

（資料：H7～R2国勢調査、R5住民基本台帳／4.1現在）

総人口と世帯数の推移



区分別人口 (人) と高齢化率 (%)



## (2) 高齢者世帯状況

世帯別では、特に一人暮らし高齢者が大きく増加し、高齢夫婦世帯※と合わせると、市内全世帯の3割以上になっています。

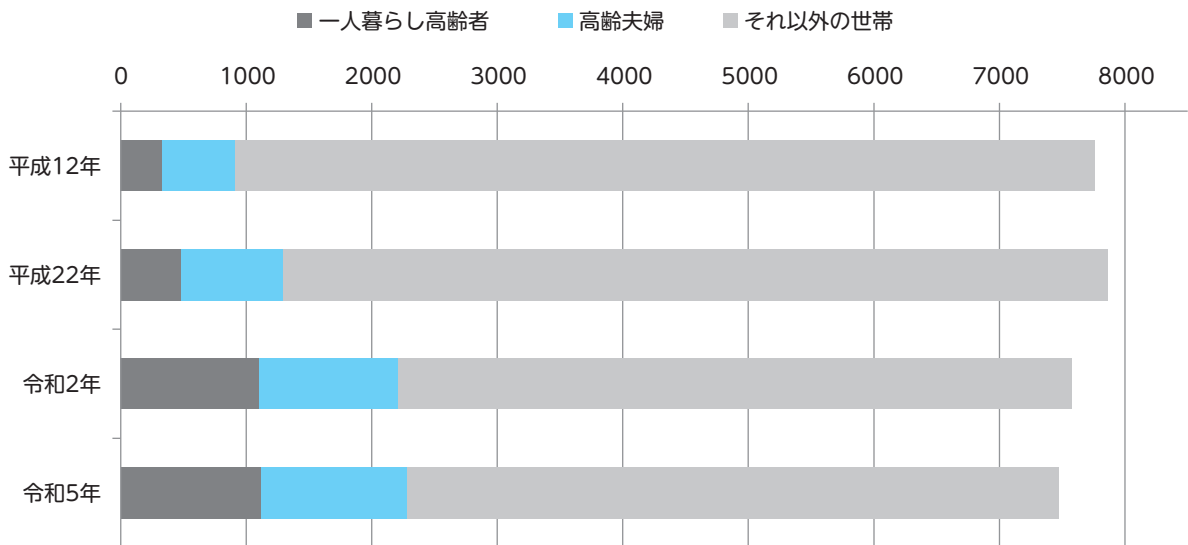
高齢者人口の推移

|                      | 平成7年  | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年  | 令和5年  |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 高齢者人口<br>(65歳以上) (人) | 7,075 | 8,205 | 8,412 | 8,472 | 8,628 | 8,903 | 8,927 |
| 高齢夫婦<br>(世帯)         | 417   | 585   | 485   | 807   | 1,099 | 1,110 | 1,165 |
| 一人暮らし高齢者<br>(世帯)     | 253   | 329   | 419   | 485   | 824   | 1,103 | 1,120 |
| ねたきり<br>高齢者 (人)      | 154   | 190   | 162   | 113   | 207   | 656   | 583   |
| 認知症<br>高齢者 (人)       | 35    | 59    | 66    | 75    | 505   | 1,488 | 1,299 |

(資料：福祉の概要／各年4月1日現在)

※ねたきり高齢者数・認知症高齢者の資料：要介護認定状況

世帯区分の変化 (世帯数)



※高齢夫婦世帯

男性65歳以上、女性60歳以上の夫婦（2人）のみで構成される世帯

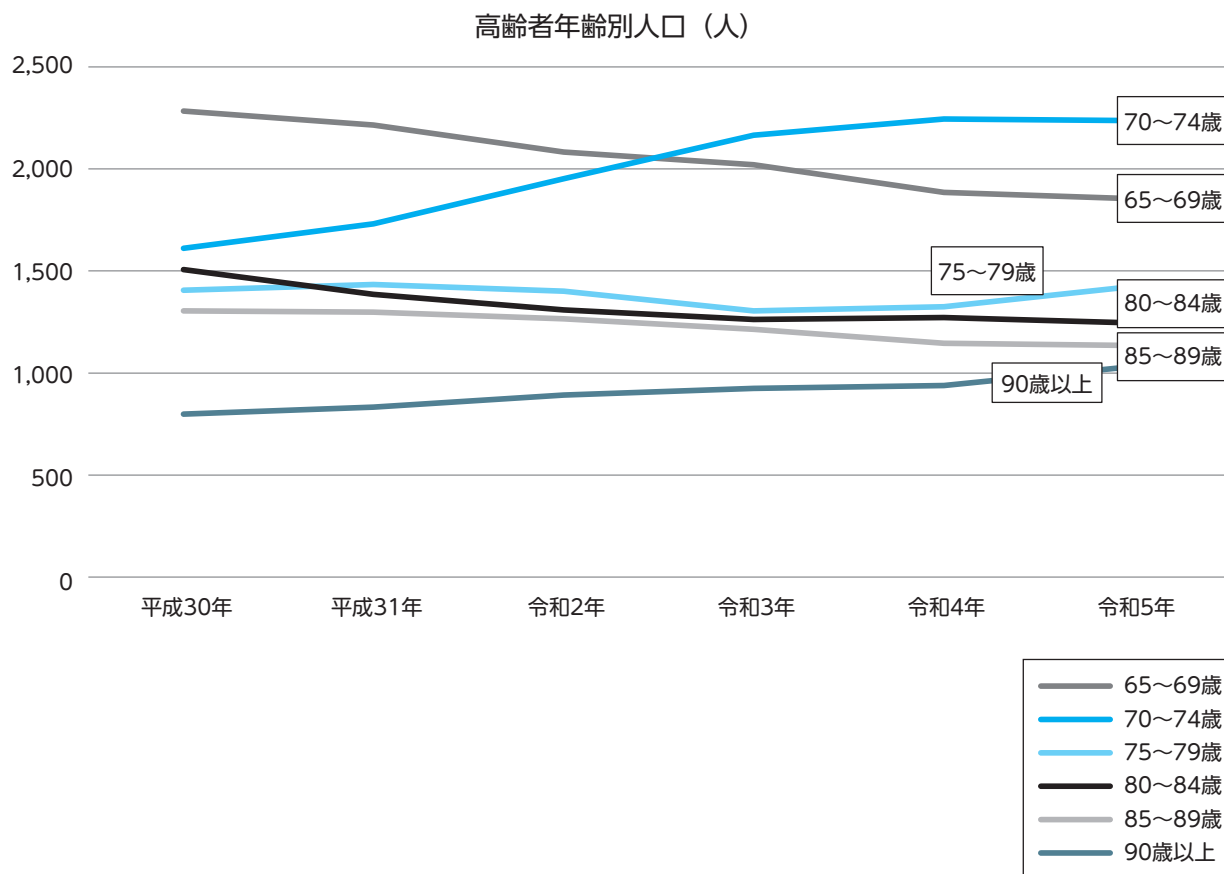
### (3) 高齢者年齢別人口

65歳以上の高齢者の人口が増加しています。年齢の内訳をみると、特に70歳代と90歳以上の人口が伸びています。

高齢者年齢別人口

|        | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年  | 令和3年  | 令和4年  | 令和5年  |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 65～69歳 | 2,284 | 2,215 | 2,083 | 2,021 | 1,886 | 1,855 |
| 70～74歳 | 1,612 | 1,731 | 1,952 | 2,166 | 2,245 | 2,237 |
| 75～79歳 | 1,406 | 1,434 | 1,401 | 1,304 | 1,325 | 1,424 |
| 80～84歳 | 1,507 | 1,385 | 1,309 | 1,263 | 1,272 | 1,245 |
| 85～89歳 | 1,304 | 1,298 | 1,266 | 1,214 | 1,145 | 1,134 |
| 90歳以上  | 799   | 832   | 892   | 924   | 938   | 1,032 |

(資料：住民基本台帳／各年4.1現在)

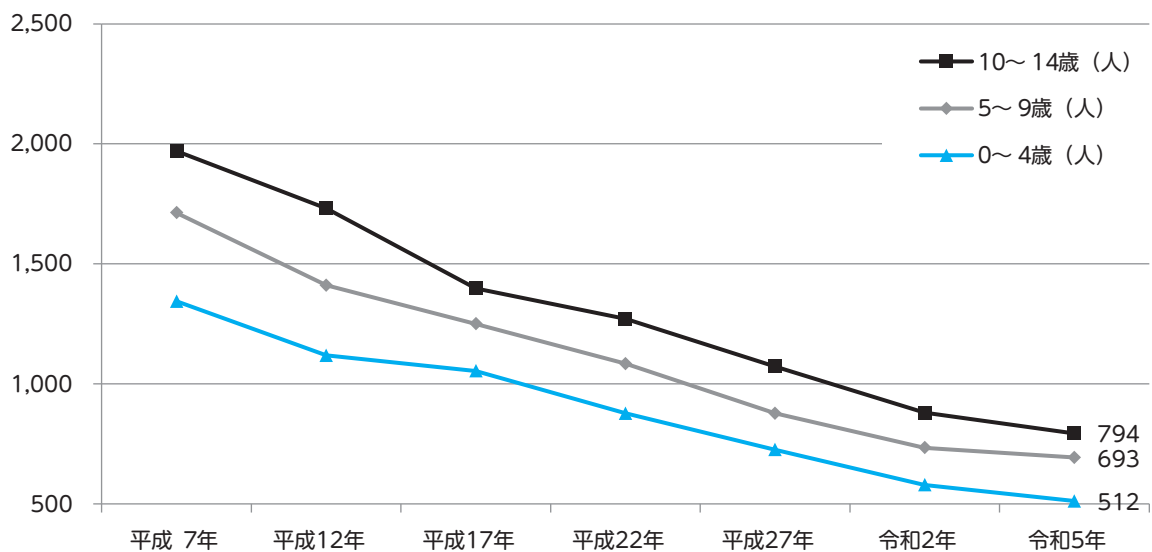


## (4) 子どもの状況

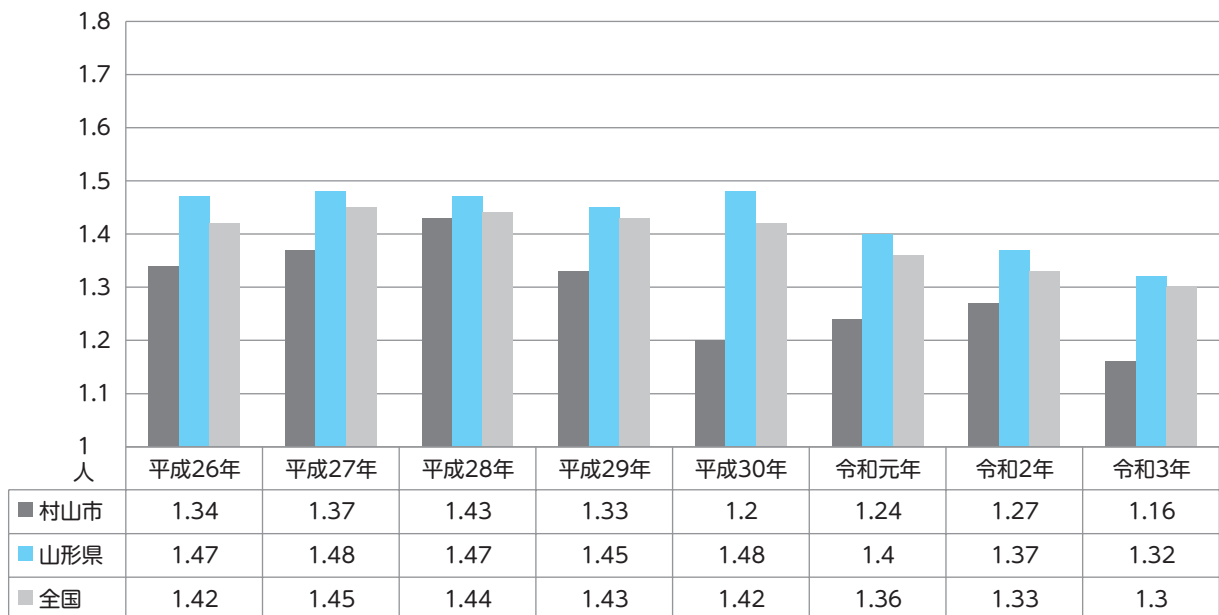
子どもの数は減少が続いています。合計特殊出生率（1人の女性が一生に産む子どもの数）は微増傾向にありましたが令和3年は減少に転じています。

|               | 平成7年  | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 | 令和5年 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 0～4歳<br>(人)   | 1,344 | 1,119 | 1,054 | 877   | 726   | 579  | 512  |
| 5～9歳<br>(人)   | 1,713 | 1,411 | 1,250 | 1,084 | 877   | 734  | 693  |
| 10～14歳<br>(人) | 1,970 | 1,731 | 1,398 | 1,271 | 1,072 | 880  | 794  |

子どもの数の推移（人）



合計特殊出生率の推移



(資料：厚生労働省人口動態統計)

## (5) 障がい者の状況

村山市の人口減少が続く中、身体障害者手帳保持者数は横ばいの傾向を見せています。障がいの程度としては、1級と4級の占める割合が高くなっています。

障害者手帳保持者の推移

|                        | 平成31年 | 令和2年  | 令和3年  | 令和4年  | 令和5年  |
|------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 身体障害者手帳<br>保持者数（人）     | 1,420 | 1,371 | 1,361 | 1,318 | 1,278 |
| 療育手帳<br>保持者数（人）        | 206   | 205   | 206   | 201   | 197   |
| 精神障害者保健福祉手帳<br>保持者数（人） | 103   | 109   | 123   | 129   | 133   |
| 合計                     | 1,729 | 1,685 | 1,690 | 1,648 | 1,608 |

（資料：福祉の概要／4.1現在）

身体障害者手帳程度別分類

|       | 1級    | 2級   | 3級    | 4級    | 5級    | 6級   | 計      |
|-------|-------|------|-------|-------|-------|------|--------|
| 交付数   | 357   | 111  | 170   | 352   | 179   | 109  | 1,278  |
| 割合（％） | 27.9％ | 8.7％ | 13.3％ | 27.5％ | 14.0％ | 8.5％ | 100.0％ |

（資料：福祉の概要／R5.4.1現在）

## (6) 生活保護の状況

村山市の人口減少が続く中、生活保護世帯数はやや減少傾向にあります。

生活保護の推移

|       | 総世帯数  | 被保護<br>世帯数 | 総人口    | 被保護<br>実人数 | 保護率  |
|-------|-------|------------|--------|------------|------|
| 平成31年 | 8,132 | 49         | 23,506 | 55         | 0.23 |
| 令和2年  | 8,103 | 49         | 23,016 | 55         | 0.23 |
| 令和3年  | 8,030 | 44         | 22,513 | 50         | 0.22 |
| 令和4年  | 8,004 | 43         | 22,089 | 48         | 0.22 |

（資料：福祉の概要／4.1現在）

※保護率は、人口100人当たりの人数



## (7) 高齢者虐待の状況

高齢者虐待の相談・通報については、年によって件数にばらつきがあるものの、近年その理解が少しずつ進んでいます。

高齢者虐待件数の推移

|       | 相談・通報受理件数 | 虐待件数 | 措置件数 |
|-------|-----------|------|------|
| 平成30年 | 10        | 3    | 1    |
| 平成31年 | 10        | 4    | 0    |
| 令和2年  | 12        | 4    | 0    |
| 令和3年  | 10        | 3    | 1    |
| 令和4年  | 9         | 2    | 0    |

(資料：福祉の概要／4.1現在)

## (8) 成年後見の状況

成年後見に関しては、助成制度の対象となる件数が少なく、数値的にまだ見てとれませんが、その理解は少しずつ進んできています。

成年後見類型別

|      | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意 |
|------|----|----|----|----|
| 令和4年 | 19 | 2  | 2  | 1  |

(資料：山形県R5.9調べ)

成年後見制度利用支援の推移

## ・65歳未満

|       | 市長申立件数 | 申立費用助成件数 | 後見人等報酬助成件数 |
|-------|--------|----------|------------|
| 平成30年 | 0      | 0        | 1          |
| 平成31年 | 0      | 0        | 0          |
| 令和2年  | 0      | 0        | 0          |
| 令和3年  | 3      | 3        | 0          |
| 令和4年  | 1      | 2        | 0          |

## ・65歳以上

|       | 市長申立件数 | 申立費用助成件数 | 後見人等報酬助成件数 |
|-------|--------|----------|------------|
| 平成30年 | 0      | 0        | 1          |
| 平成31年 | 1      | 1        | 2          |
| 令和2年  | 2      | 2        | 0          |
| 令和3年  | 2      | 2        | 0          |
| 令和4年  | 0      | 0        | 1          |

(資料：福祉の概要／4.1現在)

## (9) 火災・交通事故の状況

火災発生状況

|              |        | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 |
|--------------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 発生<br>件<br>数 | 総数(件)  | 12    | 5     | 11    | 18     | 8      | 6      |
|              | 建物(件)  | 7     | 1     | 6     | 9      | 2      | 3      |
|              | 林野(件)  | 1     | -     | 1     | -      | -      | -      |
|              | 車輜(件)  | 1     | 1     | 2     | -      | -      | -      |
|              | その他(件) | 3     | 3     | 2     | 9      | 5      | 3      |
| 罹災者          | 世帯(戸)  | 10    | 1     | 5     | 7      | 2      | 5      |
|              | 人員(人)  | 31    | 3     | 14    | 18     | 4      | 2      |
| 死傷者          | 死者(人)  | -     | 1     | -     | 1      | -      | -      |
|              | 負傷者(人) | 2     | 1     | 2     | 4      | 1      | 2      |

(資料：村山市統計資料)

交通事故件数

|          |        | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 |
|----------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 人身<br>事故 | 件数(件)  | 105   | 73    | 68    | 60     | 54     | 54     |
|          | 死者(人)  | 2     | 1     | 3     | 0      | 0      | 0      |
|          | 負傷者(人) | 119   | 89    | 82    | 73     | 73     | 67     |

(資料：村山市統計資料)

## 2. 住民アンケートの結果について

### (1) 集計結果

- 住民アンケート実施方法      対象者計 469名  
対象者は各地区民生委員に依頼し、無作為に20代以下～80代以上の各年代より1名ずつ抽出しました。
- 実施期間    令和5年11月～12月
- 回収率    99.1%（465名より回答をいただきました）

#### ◆世代別アンケート回答者

| 年代 | 20代以下 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代以上 | 不明 | 計   |
|----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|----|-----|
| 男  | 25    | 35  | 28  | 27  | 31  | 42  | 35    | 0  | 223 |
| 女  | 33    | 28  | 37  | 36  | 42  | 26  | 26    | 1  | 229 |
| 不明 | 1     | 1   | 0   | 0   | 1   | 1   | 2     | 7  | 13  |
| 合計 | 59    | 64  | 65  | 63  | 74  | 69  | 63    | 8  | 465 |

#### ◆地域別アンケート回答者

| 地域 | 楯岡  | 西郷 | 大倉 | 大久保 | 富本 | 戸沢 | 袖崎 | 大高根 | 計   |
|----|-----|----|----|-----|----|----|----|-----|-----|
| 男  | 69  | 33 | 12 | 21  | 21 | 31 | 16 | 20  | 223 |
| 女  | 79  | 25 | 16 | 20  | 20 | 30 | 18 | 21  | 229 |
| 不明 | 3   | 5  | 0  | 0   | 1  | 2  | 1  | 1   | 13  |
| 合計 | 151 | 63 | 28 | 41  | 42 | 63 | 35 | 42  | 465 |

#### ◆設問1～7までの結果について（46ページ参照）

- ① 第2次、第3次、第4次、第5次における回答で比較できるものについては列記しています。

## (2) 課題のまとめ

### 1) 「福祉」という言葉に対する印象（設問1）

約85%の人が「福祉」とはお互いに支えあい・助け合うことや困っている人を助けてあげることと答えており、15年前の調査とほぼ同様の結果となりました。地域福祉における共助の精神は継続・浸透しています。

### 2) 日常生活での困りごと、近所との関係（設問2・3）

困りごとの相談の相手は、15年前の調査結果とほぼ同様で、ほとんどが配偶者、次いで親、兄弟などの親族、知人・友人となっています。その他として、インターネットを活用しているという回答もありました。

近所との関係は、「顔を合わせたときあいさつをする程度の付き合いである。」と答えた方が36%と多い結果となりました。15年前と比較すると「普段それほど付き合いはないがいざという時には助け合う関係である。」の回答が2倍に増えており、有事の際は互いに協力し合う必要性を感じている方が増加傾向にあると言えます。その他として、「1人暮らしの方には声がけするようにしている。」「必要な時に必要なおつきあいを考えます。」といった意見もありました。

### 3) 福祉活動やボランティアへの参加の依頼があった場合の対応と、その際、支障となるもの（設問4・5）

約75%の人が何らかの形で参加したいと考えており、福祉活動やボランティア意識は高いようです。

参加するにあたって支障となるものとして、「仕事」が最も多く、「活動の情報がない」「健康や体力に自信がない」が続き、15年前の結果とほぼ同様となりました。その他として、「支障はない。」「現在も活動している。」といった意見や「他人と関わりたくない。」という意見もありました。

### 4) 地域における課題や問題として感じていること（設問6）

「除雪」が最も多い結果となりました。次いで「近所づきあいが減っていること」、「異世代との交流が少ない」が多く、地域内での交流の頻度が減っている現状を課題として感じていることがうかがえます。その他として、「若い世代が少ない」「外出手段の確保」についての意見がありました。

### 5) 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要なことについて（設問7）

隣近所で助けあうことや互いに思いやりの気持ちをもつこと、行事等に参加をすることが必要だと感じている方が多い結果となりました。その他として、人口減少に伴い地区内での助け合うことや若い世代への支援、意見を取り入れること、困ったときに備えて知識や必要な物・お金を準備すること等の意見がありました。また、買物や除雪、移動手段に対して不安に感じている意見もありました。

**6) 今後の地域福祉をより良く進めていくために期待すること意見・感想について(設問8)**

人口減少や少子高齢化に伴う「現在」「未来」への不安が挙げられましたが、アンケートへの回答を通して「地域福祉を考えるきっかけになった。」との意見もあり、自由記述の設問でしたが、多くの方々に貴重なご意見をいただきました。施策として対応を要する課題等については、関係各所につないで参ります。具体的な内容は以下の通りです。

- ① 隣近所だけでなく、地域全体で人間関係の希薄化が懸念されている。新型コロナウイルス感染症予防策のための自粛生活はさらに問題に拍車をかけることとなったが、地域でのつながりを再度見つめ直す機会となり、「活動を再開したい」との意見も多く挙げられていた。また、子どもから高齢者まで誰もが気軽に交流をもてる場やきっかけを求めている意見が多くあった。
- ② 障がいの有無や年齢などで区切らず、誰でも支援を受けることができたり、元気なうちから見守りの対象となるような仕組みづくりに取り組んでほしい。
- ③ 世代に合わせた情報周知に取り組んでほしい。市報やホームページだけでなく、Instagram等のSNSも活用してもらえないだろうか。
- ④ 除雪や外出（買い物や通院）にかかる支援を充実してほしい。
- ⑤ 子どもの遊び場を増やしてほしい。若い世代が働ける場を増やしてほしい。
- ⑥ 制度・サービス利用に伴う経済的な補助（介護保険等のサービス利用料、医療費、地区内での懇親会等）
- ⑦ 地区代表をはじめ、民生委員・児童委員、サロン協力員、隣近所への感謝の言葉

## 第3章 基本理念と基本目標

### 1. 基本理念

**「みんながつなぐ おたがいさまで 共に生きるまち」  
～誰もが住み続けたいあたたかいまちを目指して～**

少子高齢化に伴う人口減少の加速や三世帯同居率の低下など家族構成の変化に加え、新型コロナウイルス感染症による自粛生活が続きました。そのため地域活動の制限等に生じた地域コミュニティ機能の低下や人との関わりの疎遠化など、地域福祉を取り巻く状況は大きく変化しています。

こうしたなかで、生活課題は多様化・複雑化しており、「自助」「互助」「共助」「公助」を基本としたつながり支え合う地域づくりが必要です。いまこそ地域の個人や組織などのすべてが主体となって支え合う「地域共生社会」の実現が求められています。

そこで、本計画の基本理念を「みんながつなぐ おたがいさまで 共に生きるまち」とし、前計画の基本理念を踏襲し、地域住民一人ひとりの支え合いと助け合いを基本に、これを実効性あるものとするための環境と仕組みを整備していきます。誰もが住み慣れた地域の中で支え合い・助け合いながら、生きがいを持ち、安心・安全な環境の下、必要に応じた福祉サービスを提供できるよう、村山市と村山市社会福祉協議会が一体化した計画を策定することにより地域の皆様と共に推進していきます。

### 2. 基本目標

基本理念の実現を目指して、本計画では前計画を踏まえ3つの基本目標を設定します。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、一人ひとりが「福祉」に対する理解を深め関心を高めることや地域での交流活動を活性化させてつながりを築くことが大切です。

#### **基本目標1 支え合い・助け合う地域づくり（みんなで気づき行動する）**

住民同士が心を通わせ、支え合い・助け合いながら共に暮らしていくことができる地域を目指し、これを支える人材の発掘・育成、資質向上を推進します。

#### **基本目標2 安心・安全に暮らせる地域づくり（みんなで備える）**

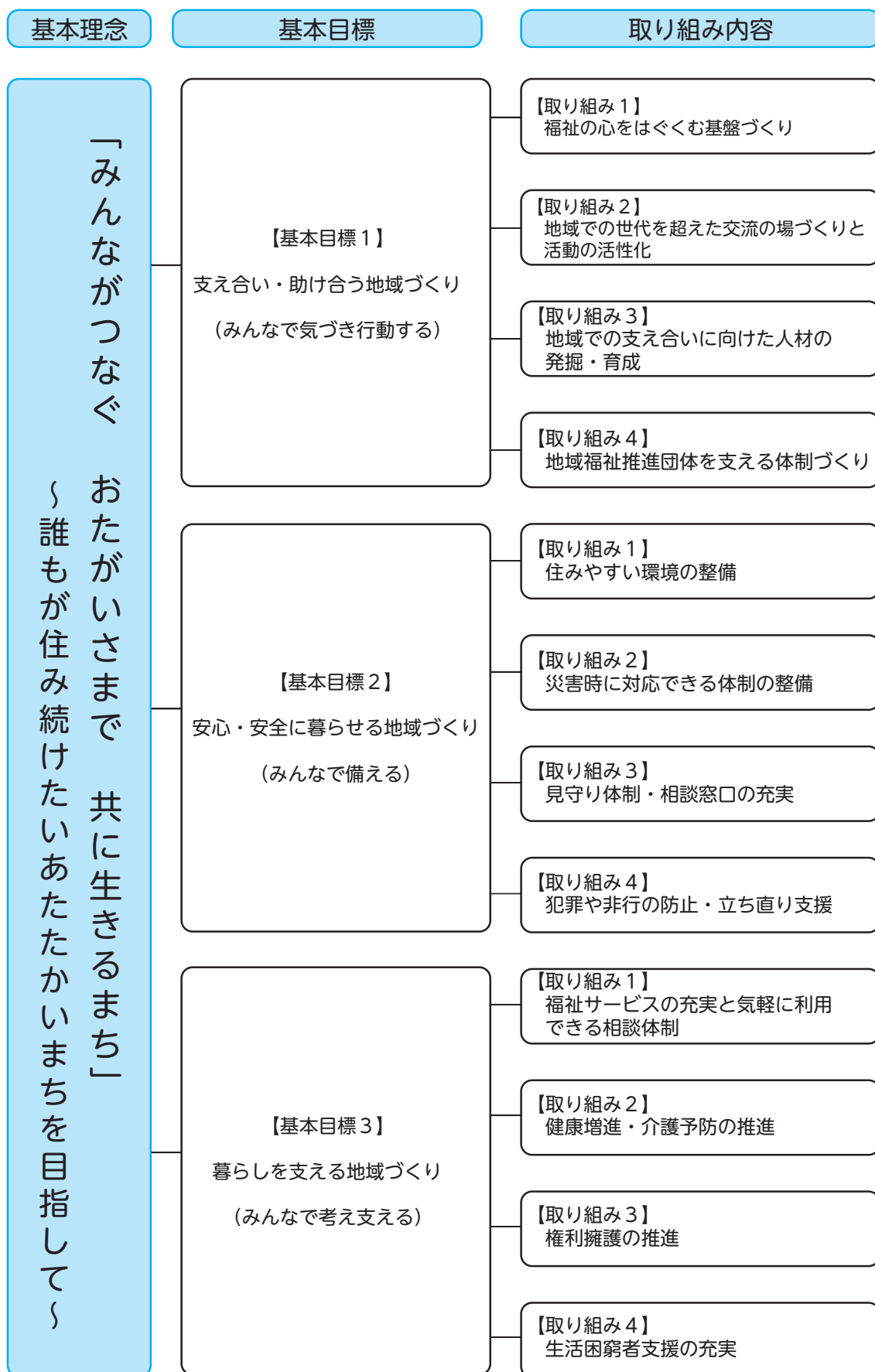
地域の中で、防災、防犯、交通安全等に対する意識を醸成し、災害・緊急時に迅速な対応ができるよう、日頃からの備えが必要です。安心・安全に生活できる環境を整備するとともに、小さな「気づき」から「行政」「関係機関」へとつながる体制づくりを促進します。

#### **基本目標3 暮らしを支える地域づくり（みんなで考え支える）**

多様な生活課題に対応し、支援を必要とする人が安心してサービスを受けることができるよう福祉サービスの充実と利用の促進を図ります。また、課題を一人で抱え込まず誰もが気軽に相談できる総合的な相談支援体制づくりを進め、必要な情報につながる環境づくりを推進します。



## 3. 計画の体系



## 第4章 取り組みの展開及び推進

### 【基本目標1】

### 支え合い・助け合う地域づくり（みんなで気づき行動する）

#### ～ 地域の主な課題 ～

|            |                |
|------------|----------------|
| 家族での支え合い   | 地域での交流と支え合い    |
| 地域活動での人材不足 | 超高齢・人口減少社会への対応 |

生活様式や価値観の多様化、核家族化の進展などにより、家庭での意思疎通が不十分になったり、地域では隣近所であっても顔を合わせる機会がなくなったりし、いざという時のつながりや支え合いが希薄になっています。このようなことが、地域の人材不足にもつながり、これまで経験したことのない超高齢・人口減少社会への対応にも影響を及ぼすものと考えます。

### 取り組み1 福祉の心をはぐくむ基盤づくり

#### ○現状と課題

地域福祉を推進するためには、一人ひとりが地域福祉の担い手として、できる範囲の活動を始めることが大きなポイントとなります。「一人ひとりが地域福祉の担い手である」という意識をもって生活していくためには、小さな頃から福祉の心を身につけることが大切です。大人になってからは、その心にさらにみがきをかけ、実践活動につなげていく必要があります。

住民アンケート結果にもありましたが関心は高くても、時間の制約があったり、初めの一歩が踏み出せなかったりする人が多いことから、福祉について学ぶきっかけや、地域の福祉を知り、理解を深め行動するきっかけづくりを進める必要があります。

また、「活動の情報がない」といった意見もあったため、今後も情報周知に取り組みます。

#### ○取り組みの方向性と役割分担

##### 地域住民

- ・市や社会福祉協議会などが実施する活動に積極的に参加しましょう。
- ・自分にできることを考え、隣近所との助け合い、ボランティア活動などを通じ、主体的に地域づくりに関わしましょう。
- ・これまで培ってきた様々な資格や経験を活かし地域に関わっていきましょう。

### 村山市

- 学校教育・社会教育など、あらゆる機会を通じて福祉教育や福祉に関する啓発を行います。
- 男女が自立した個人として尊重され、個人の能力を十分に発揮できる社会を実現する意識づくりと環境づくりを進めます。
- 地域を担う人材の育成に努めます。

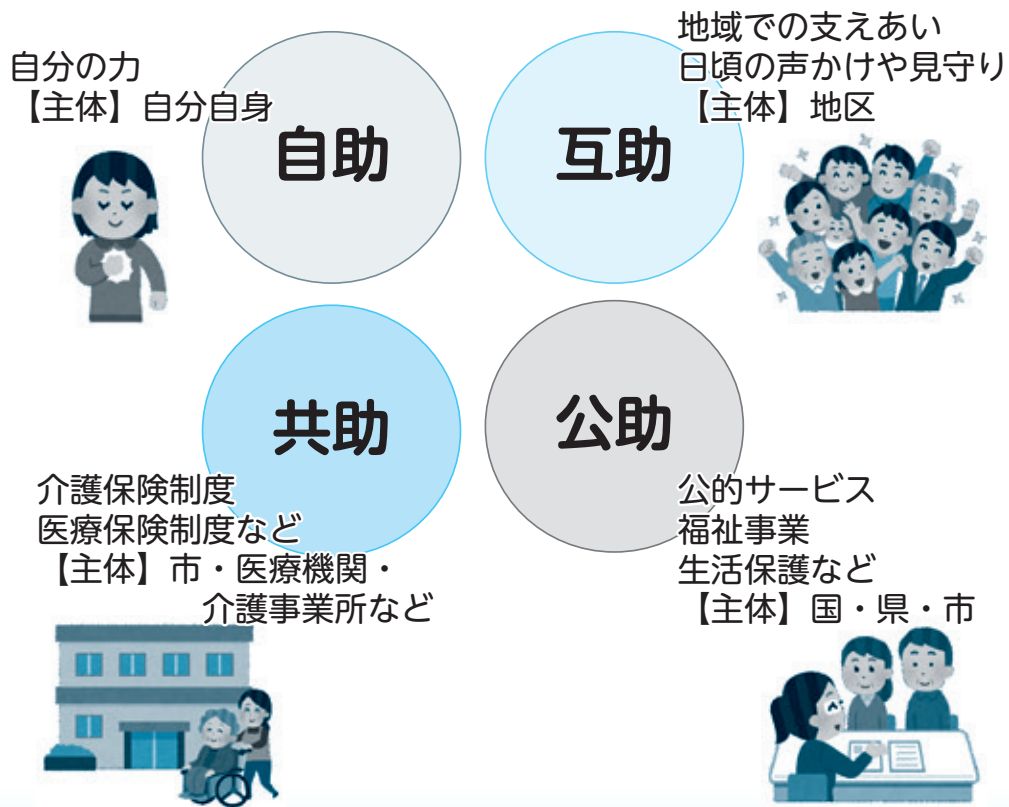
### 社会福祉協議会

- 地域福祉を考える市民研修会の開催やボランティア活動の体験・学習の支援を行い、住民の福祉意識の向上・醸成と担い手を育成します。
- 年2回「福祉むらやま」の発行やホームページ、市報「市民の友」等を活用し、地域福祉に関する情報を周知します。
- 地域福祉の活動の主な財源となる共同募金運動について、事業の可視化に努め地域住民の理解と協力が得られるよう推進していきます。

#### コラム ③

### 自助・互助・共助・公助について

住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けるために、自らの生活の維持・向上に努める「自助」を基本に「互助・共助・公助」と連携をとりながら、生活課題を解決していく取り組みが必要です。「自助・互助・共助・公助（4つの助）」の視点から各基本目標に沿ってできることをみんなで取り組んでみましょう。



## 取り組み2

## 地域での世代を超えた交流の場づくりと活動の活性化

### ○現状と課題

地域福祉活動を進めるにあたり、私達は地域の一員であることを自覚する必要があります。住民アンケートのご近所との関係性について、15年前と比較すると「普段それほど付き合いはないがいざという時には助け合う関係である。」が15%増えていますが、「普段から簡単な頼み事をしあう付き合い」が13%減っており、普段からの関わり方や支え合いを意識することが必要なことがうかがえました。まちですれ違ったとき年齢に関係なくあいさつを交わし、親しく付き合うことができるように、気持ちよくあいさつのできる地域づくりを進める必要があります。

また、地域には様々な人々が多様性を持ちながら暮らしています。心のバリアフリーなどを意識してその多様性について理解を深め、認め合いながら、お互いが支え合う地域にするため、「地域共生社会」への意識を高め福祉の心をはぐくみ、誰もが幸せを感じながら暮らしていくための取り組みが必要です。

### ○取り組みの方向性と役割分担

#### 地域住民

- 家族みんなが子育てや介護などに関わる「家庭のつながり」の気持ちを育みましょう。
- 地域の見守り活動に積極的に参加しましょう。
- 日常生活で声を掛け合う地域づくりを進めましょう。
- 隣近所で気にかかる人や家庭があれば関係機関等に情報提供し、地域の見守り活動に協力しましょう。
- 個人優先主義にならず、近隣の人に配慮しましょう。
- 高齢者や障害のある方、子育て家庭などを見守る体制を推進しましょう。
- 地域の子育てに関心を持ち必要に応じて、関係機関への通報や相談を行いましょう。
- 困ったことがあったら、身近な人にSOSを発信しましょう。

#### 村山市

- 福祉学習や地域福祉活動への市民の参加を促進します。
- 地域活動の開催と参加を呼びかけます。
- 今後増加が想定される高齢者のボランティア活動などの社会参加を進めます。
- 祭りやイベントの開催に際しては、高齢者や障がいのある方、子育て家庭などが参加しやすいように配慮します。
- 「地域共生社会」の実現のため「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりと、世帯全体の複合的な課題を「丸ごと」受け止める総合的な相談支援体制づくりに取り組みます。
- 市の事業などについて、市報「市民の友」やホームページ、出前講座で分かりやすく説明します。

#### 社会福祉協議会

- ふれあい・いきいきサロン事業では代表者会議や研修会を開催し、講師派遣の調整や運営に関する相談等「気軽に・楽しく・無理なく」活動できるよう支援します。
- 各地域社協支会では、地域住民福祉活動事業や福祉教育推進事業等、より地域に根差した活動になるよう事業の企画運営をします。
- 地域住民の集まる拠点づくりを推進します。

### 取り組み3 地域での支え合いに向けた人材の発掘・育成

#### ○現状と課題

地域のリーダーである地区代表や民生委員・児童委員のなり手不足が深刻であり、メンバーの固定化や高齢化が課題となっています。地域には町内会などの自治組織や老人クラブ、ふれあい・いきいきサロンなどさまざまな活動を行っている団体があります。しかし、地域住民の参加が減少傾向にある中、活動の担い手や後継者のなり手不足は非常に大きな課題です。これらの活動を維持し、地域福祉を支える人材を確保することが重要です。また、ボランティアに関心がある人を発掘し行動に移すことができるきっかけづくりを考えていく必要があります。

#### ○取り組みの方向性と役割分担

##### 地域住民

- リーダーや役員に負担が集中しないよう、組織や地域全体でフォローしましょう。
- 地域の行事の企画や運営は、休日に短い時間で参加できるものなど、働いている人でも参加しやすいように工夫しましょう。
- 自分が得意とする分野を生かし、ボランティア活動へ積極的に参加しましょう。
- 地区で行われているさまざまな福祉に関する取り組みと連携を図りましょう。

##### 村山市

- 地域住民が地域福祉に興味を持つための情報提供を行い、活動の中心を担う人材の育成に取り組めます。
- 地域の相談役として民生委員・児童委員の活動を一層充実させるため支援体制を強化し、地域の相談役としての存在を周知します。
- ボランティアに関心を持っている市民が、実際にボランティア活動ができるよう、ボランティア団体の育成や連絡・調整機能の充実を図ります。
- 市内の小・中・高校と連携し、子どもたちにボランティアの機会を与え、次世代につながる人材育成を進めます。
- 地域団体やボランティア団体、NPO法人などが地域に根ざした活動ができるよう支援します。
- 各地域や団体の取り組みを広報などで紹介します。
- 他自治体の先進的事例を学び、積極的に取り入れていきます。

##### 社会福祉協議会

- いきいきネットワーク事業やふれあい・いきいきサロン事業を担う協力員対象とした研修会を開催し、資質向上を図ります。
- ボランティア活動を実施している団体に対し、研修会の案内や運営に必要な助成金等の情報を提供します。また、ボランティア個人・団体の情報収集を行い、相互の連絡調整や協働での活動実施を進めます。
- 共に地域で暮らす企業の方々も地域福祉の担い手として活動できるよう顔の見える関係づくりを進め、日頃の業務で取り組める福祉活動を一緒に考えます。
- 安心した地域福祉活動に取り組めるよう事故等に備え、ボランティア保険の情報を周知し、手続きを支援します。



## 取り組み4

## 地域福祉推進団体を支える体制づくり

### ○現状と課題

人口減少に伴う少子高齢化の影響から、地域での活動を継続するにあたり、各地域で担い手不足といった課題が顕在化しています。社会情勢の変化や複合的な福祉課題が増える中、様々な情報の周知や気軽に参加できるような学習機会を拡充する必要があります。

また、関係団体の現状把握を行い、協働活動を行いながら、課題や問題の共有化を図り、解決できるよう各団体を支える体制づくりが必要です。

### ○取り組みの方向性と役割分担

#### 地域住民

- 福祉・ボランティアへ関心を持ちましょう。
- やる気のある人の発掘やボランティア活動への理解を持ち協力していきましょう。
- 地域全体でボランティア活動の充実を図りましょう。

#### 村山市

- 市報「市民の友」やホームページ、SNS等を活用した情報提供を積極的に行います。
- 地域活動やボランティア活動への支援を行います。
- 認知症サポーター養成講座を関係機関と協働して開催し認知症への理解を促進します。
- 日本赤十字社の事業を支援します。

#### 社会福祉協議会

- 老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、母子寡婦福祉連合会、子育て支援団体等と協働し、それぞれが抱える課題を支援するとともに、今後も生きがいを持って社会参加が出来るような活動を支援します。
- 民生委員児童委員協議会、地区代表連絡協議会、各地域まちづくり協議会、連合婦人会、商工会等の関係団体と連携を図り、地域の情報を共有しながら、協働でまちづくりを進めていきます。



## ○基本目標1 成果指標

| 指標名                | 基準値<br>(令和4年度) | 目標値<br>(令和10年度) | 設定根拠                                                |
|--------------------|----------------|-----------------|-----------------------------------------------------|
| 民生委員・児童委員<br>定数充足率 | 98.6%          | 100%            | 全国的になり手不足が問題となっており当市でも<br>欠員が生じているが充<br>足率100%を目指す。 |

## 【基本目標2】

# 安心・安全に暮らせる地域づくり(みんなで備える)

### ～ 地域の主な課題 ～

|              |                        |
|--------------|------------------------|
| 防犯・防災対策の推進   | 災害時の要配慮者への<br>支援体制づくり  |
| 高齢者等の交通手段の確保 | 高齢者や子供等の見守りと<br>相談への対応 |

高齢者や障がいによって支援を必要とする人、子育てや家族の介護で悩んでいる人など、困難を抱えながら地域で暮らす人たちは、日常の住環境や交通手段、時期的な降雪・積雪、突発的な災害の発生などにより、さらなる困難を背負いがちです。また、犯罪防止を進めるとともに、生活困窮者の自立支援や多機関の協働による包括相談支援体制づくりをはじめ、判断能力が低下した方の権利擁護に資するなど、暮らしを支え、将来に備える取り組みを進める必要があります。

## 取り組み1 住みやすい環境の整備

### ○現状と課題

誰もが社会参加し生きがいをもって生活を送るうえでは、公共施設や交通機関、生活環境等が、年齢や性別、心身の状態にかかわらず、不便なく利用できる環境が整っていることが大切です。すべての地域住民がそれぞれの能力を活かしながら自分らしく生活・活動できる地域づくりが求められており、そのためには、暮らしやすい生活環境づくりを進める必要があります。住民アンケートでは、移動手段の確保や除雪に関して課題と感じている方が多い結果となりました。外出や社会参加に不便が生じないよう移動手段の確保に取り組み、冬期間の積雪による生活不安の軽減を図る必要があります。

### ○取り組みの方向性と役割分担

#### 地域住民

- 地域のなかで困っている人がいれば、みんなで見守り、支え合いましょう。
- 近くに玄関前の除雪やごみ出しが困難な人がいたら、出来る範囲で協力しましょう。
- 公共施設等で利用しにくい所があった場合、情報提供しましょう。
- 各種サービス利用について不安があれば一人で抱え込まず相談しましょう。

## 村山市

- その人らしさや人々の多様性を認め合い、共生できる社会を実現するため、ノーマライゼーション\*理念の地域への普及を図ります。
- 障がいや障がい者（児）に対する正しい理解の普及や意識啓発を行い、障がいを理由とする差別や偏見の解消を図ります。
- 市営バスやデマンドタクシーなどの運行により移動手段の充実を図り、交通弱者等への支援を推進します。
- 外出支援サービスを支援することにより高齢者や障がい者の通院等の利便性の向上を図ります。
- 間口除雪を推進し地区が一丸となって行う除排雪や地域住民が自ら行う除排雪を支援します。
- 住民同士の支え合いにより除排雪を行う地域に対し支援を行い安心安全なまちづくりを推進します。
- 高齢者や障がい者世帯等が冬季間でも支障なく生活が営めるよう、除雪費の補助等を行うことにより自立した在宅生活の継続を支援します。
- 地域の拠点となるLink MURAYAMA、市民センターを整備することにより地域住民の相互交流の場の確保を進めます。
- 高齢者等の住まいについて現状把握と課題整理を行い今後の在り方を研究します。

## 社会福祉協議会

- 赤い羽根共同募金を活用し、生活困窮の方を対象とした家屋補修事業に取り組み安全な環境整備に取り組みます。
- 心身の状況に合わせ、住環境の整備が必要な場合は住宅改修や福祉用具の利用ができるよう介護保険・障がい福祉サービスの窓口を紹介します。
- 緊急時の救急医療に活かすため、救急安心カード普及事業を広く周知します。
- 高齢の一人暮らし等で除雪ボランティア（有償）の希望者を把握し利用の調整をします。
- 高齢者や障がいのある方への外出支援サービス事業（福祉有償運送）や買い物支援サービス「かーうー号」事業に取り組み、移動を支援します。

※ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者など、社会的に不利益を受けやすい人々が社会のなかで他の人々と同じように生活し、活動することが本来あるべき姿であるという考え方です。

## 取り組み2 災害時に対応できる体制の整備

### ○現状と課題

災害発生時には、マニュアルどおりに行動できない可能性はあるものの、いざというときに役立つ知識を身につけておき、地域の力で救助や避難ができる体制を確立していく必要があります。災害時において、特に配慮が必要な高齢者や障がい者（児）などのうち、自ら避難することが困難な災害時避難行動要配慮者について、関係機関と情報共有し円滑な避難支援が行えるよう避難支援体制を構築する必要があります。

住民アンケートでは近所との関係について、15年前と比較すると「普段それほど付き合いはないがいざという時には助け合う関係である。」の回答が2倍に増えており、有事の際は互いに協力し合う必要性を感じている方が増加傾向にあると言えます。平常時からいざという時の緊急時まで、どんな時でも安心・安全の支え合いが発揮できるまちづくりを目指します。

### ○取り組みの方向性と役割分担

#### 地域住民

- ・隣近所と日頃から声をかけ合い、関係づくりをしましょう。
- ・家具の転倒を防止するなど平常時からの対策や防災グッズの準備など災害時に避難できる準備を行いましょう。
- ・村山市防災マップ・ハザードマップなどで災害時などに危険になる箇所などを事前に把握し、日頃から避難経路や避難場所を確認しておきましょう。
- ・日頃から防災に関する知識を習得し、非常持ち出し袋を準備するなど、非常時に備えましょう。
- ・地域での防災訓練に積極的に参加しましょう。
- ・防災について、自分としてひいては地域として、出来ることや役割について考えましょう。
- ・過去の災害の事例を学びましょう。
- ・固定電話や携帯電話、パソコンに、地震情報や気象警報、避難情報などの防災情報を受け取るための登録を行いましょう。

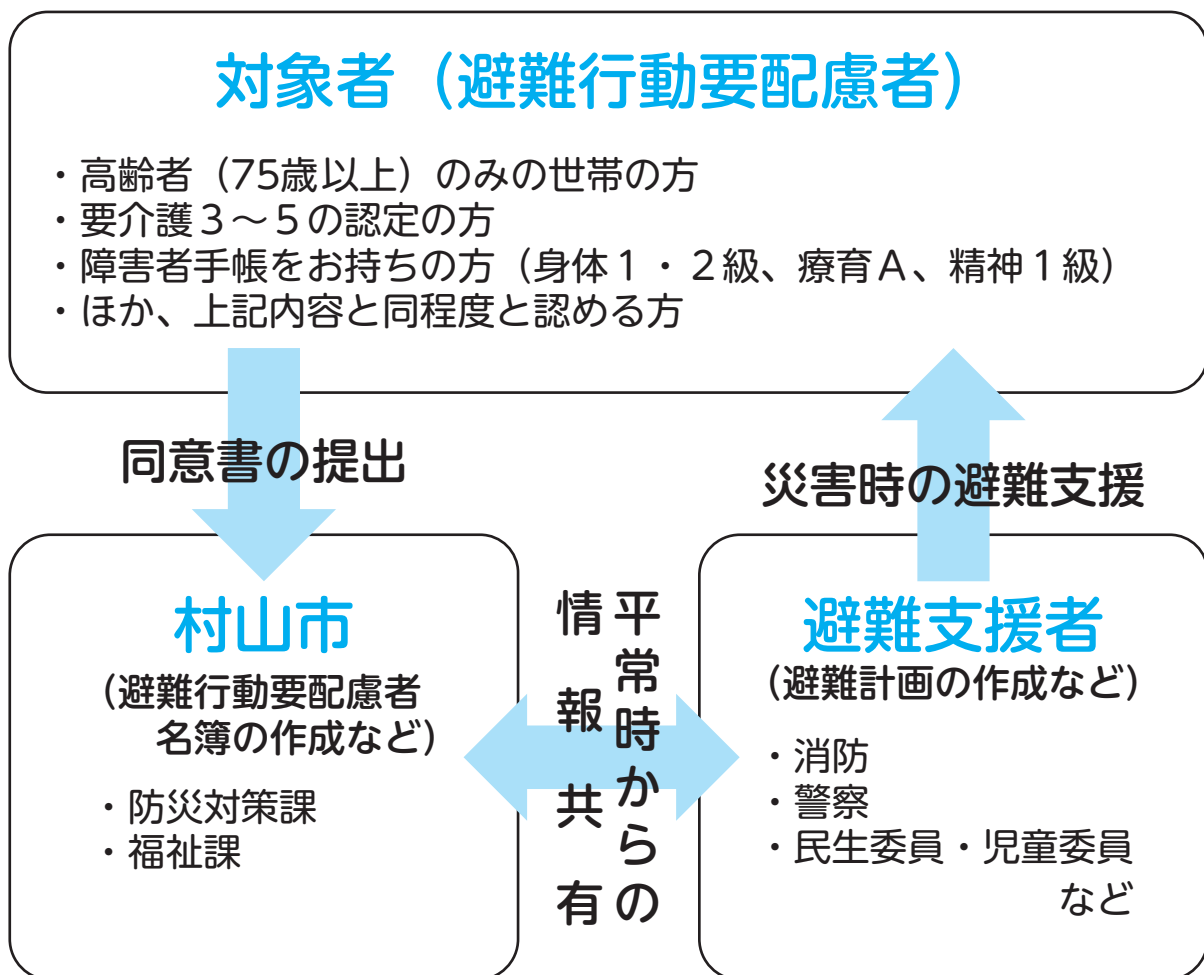
#### 村山市

- ・避難場所や災害危険箇所などについて周知し地域住民の防災意識を高めるための防災、減災のための情報を過去の災害の事例を含め提供します。
- ・災害時要配慮者支援体制<sup>\*</sup>の整備を促進し、避難行動要配慮者名簿及び個別避難計画の整備と関係機関との情報の共有化を図り円滑な支援ができる体制を構築します。
- ・地域における防災体制を強化するため、必要な資機材の購入や防災備品の充実を図るとともに、防災訓練の実施を通じて、自主防災組織の活動を支援します。
- ・住宅耐震化を関係機関と連携して推進します。
- ・福祉避難所の指定を推進します。
- ・支援や配慮を必要とする人が過ごしやすい避難所の運営について検討します。

## 社会福祉協議会

- ・甚大な災害が発生した時には、行政と連携を図りながら災害ボランティアセンターを迅速に設置し運営します。
- ・被災者の支援を迅速に行えるよう、住民の安否確認や発災後の継続した支援方法等を定めた災害ボランティアセンター設置運営マニュアルを定期的に更新します。
- ・「村山市地域防災計画」の確認や災害発生時の指示系統の確認、ボランティアと連携をどのように図るのか検討していきます。
- ・災害時、多くの住民が協力し、支えあい、さらに復旧活動を行えるよう過去の事例から学び、災害ボランティア育成について検討していきます。
- ・災害ボランティア活動に取り組む団体への支援に取り組みます。

## 災害時要配慮者支援体制の仕組み



## ※災害時要配慮者支援体制

災害が起こった時に自力で避難することが困難で支援を必要とする方（避難行動要配慮者）が、避難を支援する関係者（避難支援者）から、安全に避難するための支援を受けられるように、災害の発生を想定して災害時避難行動要配慮者名簿を作成し、平常時から避難の事前準備を進めるものです。



## 取り組み3 見守り体制・相談窓口の充実

### ○現状と課題

住民間のつながりを育むためには、日頃から、地域の抱える問題・課題に対して地域住民が関心を持つ必要があります。また、その問題解決に向けて、地域住民がみんなで参加して考えることができる地域づくりを進めていく必要があります。

見守りをはじめとして、安全確保や異変の気づきなどの取り組みに展開できるように、地域の各団体や機関等の協力により全市的・重層的なセーフティネットを構築し、どんな時でも安心して暮らせるまちづくりを、地域みんなの参加・協力により実現していきます。

また、地域や各種専門機関が一体となって多様化する課題を「我が事・丸ごと」受け止められ、誰でもどんなことでも相談できるように相談機能の充実を図ります。

### ○取り組みの方向性と役割分担

#### 地域住民

- 地域行事や地域活動に、周囲に声をかけながら積極的に参加しましょう。
- 得意とする分野などを活かし、ボランティア活動へ積極的に取り組みましょう。
- 子ども見守り隊、いきいきネットワーク推進事業へ協力しましょう。
- 「向こう三軒両隣」の日常的な見守りを心がけましょう。
- 地域の民生委員・児童委員、地域の相談員、行政などへ相談しましょう。
- 各種市民活動団体は、他団体との連携を行うとともに、誰もが気軽に活動に参加できるよう活動内容や募集方法を工夫しましょう。

#### 村山市

- 市民の誰もが気軽に集まることができる機会の充実を図ります。
- 民生委員・児童委員の見守り活動の充実とサポート体制の強化を行います。
- 今後増加が想定される高齢者のボランティア活動などの社会参加を進めます。
- 企業と協力した日常の見守りを推進します。
- G P Sを活用した見守り機器利用に対する助成を行います。
- 徘徊認知症高齢者に対する見守り事業を関係機関と連携し推進します。
- 子どもや子育て家庭への各種支援を推進します。
- 子ども家庭センターを設置し、相談しやすい環境を構築します。
- 放課後や週末の子どもの居場所づくりを推進するとともに子ども見守り隊への積極的な参加を進めます。
- 多様な問題に対する相談機能の充実と関係機関等との連携体制の確立を図ります。
- 相談窓口情報の広報を行うとともに出前講座で市の事業を説明します。
- 地域共生社会の実現のため「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりと、世帯全体の複合的課題を「丸ごと」受け止める総合的な相談支援体制づくりに取り組みます。

#### 社会福祉協議会

- 要援護者に対して、隣近所等身近な住民による見守り活動や緊急時の早期対応できるよういきいきネットワーク推進事業に取り組みます。
- 高齢者の異変を早期に発見して必要な援助を行うため、多職種の民間企業からの協力のもと見守り活動を行えるよう高齢者見守り支援チームの取り組みを普及します。
- 相談窓口の情報を一覧表にして、住民や各相談窓口担当者が活用できるようホームページや広報誌で広く周知します。
- プライバシーを守る等相談しやすい環境づくりをすすめます。



## 取り組み4 犯罪や非行の防止・立ち直り支援

### ○現状と課題

高齢者を狙った詐欺やその他悪質な犯罪は、手口を変えながら多くの被害者を生み出しています。中には、未成年者が被害者や加害者になる事件も起きており、到底看過できない状況にあります。子どもへの声掛け事案など、未然に防ぐために地域の見守り力を強化する必要があります。振り込め詐欺やSNSを介した犯罪等は、正しい知識を持って対応することで未然に防げるケースもあることから、根気強く情報を広報し、知識を広める必要があります。あわせて、住民一人ひとりが犯罪を許さないという強い意志を持って、防犯活動に取り組むなど、日頃からの防犯意識の向上が望まれます。

また、再犯防止に向けては、保護司会等の更生保護団体との連携や協働、さらには地域住民の温かい見守りが必要です。

### ○取り組みの方向性と役割分担

#### 地域住民

- 自分の身は自分で守ることを基本に防犯意識を高めましょう。
- 出かける際の近所への声かけや、行きかう人とのあいさつなど、声をかけあうことで犯罪防止に努めましょう。
- 日常的な見守り活動や防犯灯の設置、高齢者等に犯罪に対する注意喚起や被害情報の提供を行うなど、犯罪が起こりにくい環境づくりに努めましょう。
- 子どもたちの登下校時又は遊びの際、できる範囲で見守りに協力しましょう。
- 悪質商法に騙されて大切な財産を失わないよう注意し、また情報を共有しましょう。
- 正しい交通安全のルールを身につけましょう。
- 不審者を見かけたら、近隣で声をかけあって追放できる体制をつくりましょう。
- 外出時は施錠しましょう。

#### 村山市

- 防犯や交通安全対策などの普及・啓発や情報提供に努めます。
- 正しい交通マナーが身につくよう、年齢層に応じた交通安全教育を行います。
- 高齢者等が消費者被害にあわないよう、関係機関等と連携して、消費者被害防止の啓発活動を推進します。
- 子どもが安心して生活できるように、防犯体制の強化に取り組めます。
- 犯罪や非行をした人たちの更生について広く住民の理解を得るため、「社会を明るくする運動」などの取組を通して広報・啓発活動を進めます。
- 北村山地区更生保護サポートセンターと連携を図り再犯防止を支援します。

#### 社会福祉協議会

- 地域住民が集う機会に消費生活被害に遭わないよう講座開催・講師派遣の提案を行うことや情報提供のチラシを配布する等、防犯の意識を高めます。

## ○基本目標 2 成果指標

| 指標名             | 基準値<br>(令和4年度) | 目標値<br>(令和10年度) | 設定根拠                                             |
|-----------------|----------------|-----------------|--------------------------------------------------|
| 高齢者在宅生活率        | 97.17%         | 97.17%          | 高齢化・人口減少が深刻化するなかで地域での支え合い・助け合いも希薄化しており、現状の水準を維持。 |
| 除雪報奨金制度<br>利用件数 | 43件            | 48件             | 年間1件ずつ増加として算定                                    |

## コラム ④

## ご近所見守りチェックリスト

|     | 暮らし                                                                                                                                                                                               | 家族                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 見守り | <input type="checkbox"/> 近隣関係がない<br><input type="checkbox"/> 生活環境が悪い<br>                                         | <input type="checkbox"/> 介護者が孤立している<br><input type="checkbox"/> 介護者の健康状態が悪い<br><input type="checkbox"/> 高齢者や障がいのある方が独り暮らし<br><input type="checkbox"/> 介護者が朝からお酒を飲んでいる                                                                                   |
| 相談  | <input type="checkbox"/> しばらく顔を合わさない<br><input type="checkbox"/> 異臭がする<br><input type="checkbox"/> ゴミがあふれている<br><input type="checkbox"/> 衣類が汚れたままになっている<br><input type="checkbox"/> 新聞、郵便物がたまっている | <input type="checkbox"/> 家庭内でけんかが絶えない<br><input type="checkbox"/> 本人に会わせない<br><input type="checkbox"/> 本人を乱暴に扱う<br><input type="checkbox"/> 介護者が介護疲れを訴える<br>        |
| 通報  | <input type="checkbox"/> 電気、ガス、電話が止められている<br><input type="checkbox"/> 異臭がひどく、害虫が発生する<br><input type="checkbox"/> 本人が「自殺したい」などと発言                                                                  | <input type="checkbox"/> 怒鳴り声、泣き声がする<br><input type="checkbox"/> 物の飛び交う音がする<br><input type="checkbox"/> 本人が「施設に入れてくれ」という<br><input type="checkbox"/> 家族が暴力を繰り返す<br> |

|     | 身体                                                                                                                                                                   | 経済状況                                                                                                                                                                                                     |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 見守り | <input type="checkbox"/> 一人で歩けなくなっている<br><input type="checkbox"/> 自由に外出できない<br>   | <input type="checkbox"/> 同じものを着ている<br><input type="checkbox"/> 生活が質素になった<br><input type="checkbox"/> 子どもが働いていない<br> |
| 相談  | <input type="checkbox"/> 顔色が悪く体調不良がうかがえる<br><input type="checkbox"/> 髪、ひげ、爪が伸びたままになっている                                                                              | <input type="checkbox"/> 年金があるのに、お金がないと訴える<br><input type="checkbox"/> 必要な介護サービスなどを使っていない                                                                                                                |
| 通報  | <input type="checkbox"/> 最近目立ってやせてきた<br><input type="checkbox"/> 食事を摂っていないと訴える<br><input type="checkbox"/> 顔や手足に内出血や傷がある<br><input type="checkbox"/> ふらふらになって外を歩いている | <input type="checkbox"/> 食べるものがほとんどない<br><input type="checkbox"/> 「金を出せ」「通帳を出せ」と怒鳴り声<br><input type="checkbox"/> 家の中に訪問販売品があふれている                                                                        |

### 【基本目標3】

## 暮らしを支える地域づくり(みんなで考え支える)

#### ～ 地域の主な課題 ～

|                              |                         |
|------------------------------|-------------------------|
| 複合化する課題へ対応できる<br>包括的な相談支援と連携 | 生活に困窮している人を見守る<br>体制づくり |
| 各種サービスなどのニーズ把握と<br>充実、情報の周知  | 介護予防施策の充実               |
| 認知症や虐待、成年後見制度への対応            |                         |

住み慣れた地域や居場所において、健康増進や介護予防の体操・講話など通じ、安心して地域生活を営むことができるための取り組みを進めます。また、生活困窮者の自立支援や多機関の協働による包括的支援体制づくりをはじめ、判断能力の低下した方の権利擁護に関わる支援等、暮らしを支える取り組みを進めます。

### 取り組み1 福祉サービスの充実と気軽に利用できる相談体制

#### ○現状と課題

地域共生社会の実現をめざして高齢者だけでなく、障がい者（児）への支援や地域住民が抱える多様で複合的な課題にも対応する包括的かつ総合的な支援体制の構築が求められています。

ひきこもりの子どもを養う親が高齢化して行き詰まる「8050（9060）問題」や、介護と子育てに同時に直面し負担が過重になる「ダブルケア」など複合的な課題への対応が必要です。高齢者の総合的窓口として設置されている地域包括支援センター等の窓口等を活用しながら関係機関が連携することで支援体制の充実を図ります。支援を必要とする人が住み慣れた地域で自立し安心して暮らせるよう保健・医療・福祉の総合的サービスの充実や地域、関係機関などとの連携を深めた一体的な支援を推進します。

必要な情報が必要な人に分かりやすく伝わるよう、様々な情報伝達手段の活用を推進します。

## ○取り組みの方向性と役割分担

## 地域住民

- 市報「市民の友」やホームページなどで自分が利用できる福祉サービスや相談窓口を知るようにしましょう。
- 困りごとや悩みごとなどは、民生委員・児童委員、市の相談窓口や社会福祉協議会に気軽に相談しましょう。
- 近所や地域で、悩みや困りごと相談できる人を見つけておきましょう。
- 家族や身近で悩んでいる人がいたら、関係する窓口の利用や相談するまでの声掛けや手助けをしましょう。
- 広報紙やホームページなどを利用して、相談窓口の情報を知っておきましょう。
- プライバシーを尊重しつつ、地域の課題を「我が事」として捉え、相談機関につなげるなど、協働して解決することにつなげましょう。
- 地域において民生委員・児童委員などを中心に高齢者、子ども、障がい者（児）などを見守りましょう。

## 村山市

- 市報「市民の友」やホームページ、回覧板などさまざまな手法により情報を提供します。
- 高齢者や障がい者などに配慮し、わかりやすい情報提供に努めます。
- 民生委員・児童委員への情報提供や研修、活動などを支援します。
- 支援を必要とする人が、制度の狭間から取り残されることがないように、包括的、重層的に相談を受け付け、適切な支援につなげることができるように努めます。
- 高齢者、障がい者（児）子育て家庭、生活困窮者、配慮を必要とする独居者などが抱える課題解決に向け、重層的に相談を受け付け、適切な支援につなげることができるように努めます。
- 子育てをしている人すべてが安心して子育てができるように、ニーズをとらえたサービスの充実や経済的支援を行います。
- 要介護者の家族が介護疲れとならないよう介護者の支援を図ります。

## 社会福祉協議会

- 弁護士や心配ごと相談員による相談を推進します。
- 個人や地域から寄せられた困難ケースについて縦割りにならないよう、多様な関係者による相談対応の処遇の検討を行い、本人、家族を含めたチームで解決への支援を行います。
- 介護保険法に基づいた介護サービスを提供し、地域で安心して暮らせるよう支援します。
- 障害者総合支援法に基づいた障がい福祉サービスを提供し、障がい者の自立を促すと共に在宅生活を支援します。
- 認知症地域支援推進員等配置事業、認知症初期集中支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業に取り組み、地域の高齢者が安心して生活を継続出来るよう、それぞれ担当職員の専門性を発揮しながら強化していきます。
- 関係機関や行政と連携を図りながら、サービスの開発や提供をしていきます。



## 取り組み2 健康増進・介護予防の推進

### ○現状と課題

地域住民が主体となった介護予防や健康づくりを通じ、生活の質の向上はもとより、気軽に参加できる通いの場を創出することで、地域における居場所づくりや住民同士の交流促進につながる取り組みを推進します。地域のなかで、いつまでも安心して暮らしていくためには健康は欠かせません。自分自身の健康や介護予防、認知症予防に関心を持ち、日頃の生活習慣として健康づくりに取り組む必要があります。

### ○取り組みの方向性と役割分担

#### 地域住民

- 健康づくりに対する関心を持ちましょう。
- 定期的に健康診断を受け自分の健康状態を知っておきましょう。
- 健康の維持増進のため食生活や運動休養などの生活習慣を見直し健康管理に取り組みましょう。
- 日常生活の中でフレイル<sup>※</sup>予防を心がけましょう。
- ふれあいいきいきサロンや介護予防教室や健康教室等地域の活動に参加しましょう。
- 「健康むらやま21計画」や「いのち支える村山市自殺対策計画」に関心を持ち理解を深めましょう。
- こころの体温計<sup>※</sup>を活用し心の健康を保ちましょう。

#### 村山市

- 健康づくりの推進のため、健康に関する情報発信や普及・啓発を行います。
- 各種健康診断、健康相談、健康教室、予防接種などの保健事業を推進します。
- 身近なところで行う介護予防活動を支援し健康づくりに取り組みやすい環境を整備します。
- 認知症予防の普及・啓発や認知症の早期発見、早期診断、早期対応に向けた取り組みを推進します。
- 「健康むらやま21計画」や「いのち支える村山市自殺対策計画」に沿った施策の推進を図ります。
- こころの健康づくりに関する普及・啓発や健康相談などを行います。
- 自殺対策の取り組みの推進を図ります。

#### 社会福祉協議会

- 介護が必要となる状態にならないように、また必要になっても出来るだけ状態を悪化させず、自分らしい生活が出来るように支援します。
- 介護予防体操普及事業を地域に広め、高齢者の生きがい対策と社会参加の促進をめざした活動に取り組み、心身の維持向上及び自立を図ります。
- 地域包括支援センターでは包括的支援や介護予防支援に取り組み、高齢者等の総合相談窓口として今後も周知し、地域包括ケアシステムの実現に向けて取り組んでいきます。

#### ※フレイル

加齢に伴い筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい健康と要介護の間の状態。フレイルであることに早めに気づき、予防の4つの対策である、運動で筋力づくり、低栄養予防、お口の健康、外出と交流に取り組むことが重要です。

#### ※こころの体温計

携帯電話、スマートフォン、パソコンを利用して現在のこころの健康状況をセルフチェックできるシステムです。

パソコン <https://fishbowlindex.jp/murayama/> 携帯電話やスマートフォン





## コラム ⑤

## 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



(「地域共生社会ポータルサイト」厚生労働省HPより)

## 取り組み3

## 権利擁護の推進

### ○現状と課題

家族形態の変容により、独居高齢者や高齢者だけの世帯、あるいは単身者のみの世帯が増え、地域のなかで家族や個人の孤立化が進んでいます。

このような状況のなか、子どもや女性、高齢者や障がい者（児）といった、弱い立場の人々への虐待や暴力といった、人権が侵害される出来事も起こっています。

これらの人々を守り、地域住民一人ひとりの人権と尊厳が大切にされ、誰もが安心して、快適に暮らしていける地域共生社会を実現していくために、権利擁護サービスを充実させていきます。

### ○取り組みの方向性と役割分担

#### 地域住民

- 地域の中で困っている人がいれば、みんなで見守り、支え合いましょう。
- 周りで認知症、生活困窮、孤立等から生じる異変に気付くことがあれば、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、市（行政）につなぎましょう。
- 各種サービス利用に悩みや不安があれば、一人で抱え込まず相談しましょう。
- 権利擁護や成年後見制度に関する理解を深めましょう。

#### 村山市

- 障がいや障がい者（児）に対する正しい理解の普及や意識啓発を行い、障がいを理由とする差別や偏見の解消を図ります。
- 虐待の通報を受けた際には、虐待防止マニュアル等により速やか・適切に対応できるようにします。
- 権利擁護に関する広報、啓発活動に継続的に取り組みます。
- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどと協力し、権利擁護事業の対象者の把握や利用促進に努めます。
- 低所得者に対して、成年後見制度の利用に伴う経費を支援します。
- 親族の支援を受けることができない判断能力が不十分な方に対して市長申し立てによる成年後見制度の利用により権利や財産の擁護に努めます。
- 子どもの権利の保障を推進します。

#### 社会福祉協議会

- 高齢者や障がいのある方が権利侵害を受けることのないよう、地域包括支援センターや関係機関・団体等と連携を図り、早期発見・早期介入へつなげます。
- 判断能力が低下した方の福祉サービス利用の手続きや日常生活の金銭管理を福祉サービス利用援助事業で取り組み、地域で生活を送れるよう支援します。
- 法人後見を受任し、必要な方への支援に取り組みます。
- 成年後見センターを運営し、中核機関としての役割を担います。
- 障がいの有無に関わらず、尊厳のある本人らしい生活を継続し、社会に参加できるようにするため、行政や司法、関係機関と共に地域連携ネットワークづくりに取り組みます。また、本人に寄り添った意思決定支援について保健、医療、福祉、金融等幅広い関係者や地域住民に浸透するよう周知します。

## 取り組み4 生活困窮者支援の充実

### ○現状と課題

近年、少子高齢化、核家族化の進展など、急激な社会情勢の変化により、人と人とのつながりが薄れ、ニートやひきこもりなど、社会的に孤立する人々が増える一方、不安定な非正規雇用で働く人も増え、失業や病気、家族の介護などをきっかけに、生活に困窮する人が増加しています。

様々な課題を抱えて生活に困窮している人々の課題解決に向け、関係機関が協力して、支援に取り組んでいきます。

### ○取り組みの方向性と役割分担

#### 地域住民

- 困りごとがあったら身近な人に相談しましょう。
- 相談を受けたら相手の話を聴いてあげましょう。
- 近所などで生活困窮やひきこもり等で困っていると思われる人がいたら、民生委員・児童委員や市役所や社会福祉協議会に連絡しましょう。

#### 村山市

- 民生委員・児童委員、社会福祉協議会などと連携し、生活困窮者やひきこもりの情報を把握し、相談窓口へつなげるなどの支援をします。
- 生活困窮世帯の児童・生徒への支援を行い、進学率を高めることにより、将来の自立促進を支援します。
- ひとり親世帯への支援を充実させていきます。
- 住民からの相談の受け手となる人のための研修や、人材育成の支援、関係機関や団体との連携強化を図ります。

#### 社会福祉協議会

- 低所得世帯やひとり親世帯の自立更生のため生活福祉資金及び福祉資金の貸付事業を通して経済的な支援を行い、生活意欲の助長や社会参加の促進を図ります。
- 生活自立支援センターを運営し、自立相談支援や家計改善支援に取り組み、安定した生活を送れるよう支援します。
- 生活に困窮されている方の早期把握及び見守り支援を目指し、民生委員・児童委員や関係機関との情報共有・連携を図ることで相互に支え合う地域を構築できるよう取り組みます。

### ○基本目標3 成果指標

| 指標名                   | 基準値<br>(令和4年度) | 目標値<br>(令和10年度) | 設定根拠                 |
|-----------------------|----------------|-----------------|----------------------|
| 介護予防教室への参加者数(延べ)      | 409人           | 409人            | 人口減少を考慮し現状維持をめざす     |
| サポートスクール「てんとうむし」※の利用率 | 28.7%          | 50%             | 対象となる児童生徒の半数の利用者をめざす |

※サポートスクール「てんとうむし」(通称：さぼてん)

平成26年度よりひとり親及び就学援助世帯を対象とした無料の学習塾「GoGo！むらやま夢サポートスクール」を開催しています。

## 第5章 計画の推進にむけて

### 1. 計画の普及・啓発

村山市地域福祉計画・村山市地域福祉活動計画については、計画書及び計画の概要版を市や社協の広報紙やホームページに掲載します。

この計画の担い手である地域住民や関係団体等に理解してもらえるよう、様々な機会をととして、普及・啓発を図っていきます。

### 2. 進捗状況の定期的な点検

計画を着実に推進するために、全庁的な連携を取りながら、市総合計画の進捗状況で実施している行政内での事務事業評価並びに施策評価等を活用することにより、取り組みの進捗状況を定期的に点検するとともに、他計画との調整を図りつつ、効率的な施策の実施に向けた検討を行います。

また、地域福祉活動計画の事業・施策については、毎年度行う各部署との事業ヒアリング時に進捗・実施状況の把握を行うとともに必要な事項の協議を行い、より効果的な取り組みを推進していきます。

### 3. 地域住民、村山市、社会福祉協議会、関係機関の協働による計画推進

本計画の推進には、村山市・社会福祉協議会のみならず、地域住民はもとより保健、福祉、教育、医療、企業といった関係機関等さまざまな主体が連携し、互いが積極的に地域活動に参画していくことが大切です。村山市に暮らすあらゆる人が福祉への関心を高め、身近な地域で助け合い、支え合う意識を育むために、各施策や事業について幅広く情報を提供し、地域と村山市・社会福祉協議会との信頼関係を築くことにより計画を推進します。





# 資 料 編

## 1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の経過

令和5年

- 10月24日 第1回策定委員会の開催
- 策定委員の委嘱（委嘱状の交付）
  - 計画の概要及び市における地域福祉に関する状況についての説明・協議
  - 計画改定の要点、計画の基本理念についての説明・協議

令和6年

- 1月23日 策定委員への計画（素案）の提示（送付）
- 1月30日 第2回策定委員会の開催
- 計画（素案）の審議
  - 計画（素案）の承認
- 2月9日 策定委員への計画（案）の提示（送付）
- 2月14日 パブリックコメントによる計画（案）への意見公募（市ホームページ）  
～2月27日
- 3月1日 第3回策定委員会の開催
- 計画（案）の審議
  - 計画（案）の承認
- 3月15日 計画（案）の市長への答申、計画の策定
- 3月末 計画書（本編・ダイジェスト版）の作成

## 2. 計画策定にあたって参考とした各計画等

### (1) 参考とした計画

- 第5次村山市総合計画
- 村山市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画
- 村山市障がい者福祉プラン（第4次）
- 村山市子ども・子育て支援事業計画
- 村山市放課後子ども総合プラン
- 健康むらやま21計画
- いのち支える村山市自殺対策計画
- 村山市地域防災計画
- 第11次村山市交通安全計画
- 地域計画（各地域まちづくり協議会）

### (2) 参考としたアンケート調査

- 第4次地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画住民アンケート

- 実施方法

市内各地区の民生委員の協力により、無作為に20代以下～80代以上の各年代から1名ずつ抽出して実施したもの。

- 実施期間

令和5年11～12月

- 対象者数・回収率

回答者 465名

回収率 99.1%

- 調査項目

「福祉」という言葉に対する印象

日常生活での困りごと、近所との関係

福祉活動やボランティアへの参加の依頼があった場合の対応と、その際、支障となるもの

地域における問題や課題として感じていること

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要なことについて

今後の地域福祉を良く進めていくために期待すること意見・感想について

### 3. 住民アンケートの結果について（データ編）

問1 あなたは、「福祉」という言葉に対してどのような印象を感じていますか。（1つ選択）

| 回答 |                                | 第2次<br>20年度 | 第3次<br>25年度 | 第4次<br>30年度 | 第5次<br>5年度 |
|----|--------------------------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 1  | 「福祉」とは、困っている人を助けてあげることだと思っている。 | 22%         | 27%         | 24%         | 27%        |
| 2  | 「福祉」とは、誰かから助けてもらうことだと思っている。    | 3%          | 3%          | 4%          | 4%         |
| 3  | 「福祉」とは、お互いに支えあい・助け合うことだと思っている。 | 59%         | 54%         | 56%         | 55%        |
| 4  | 「福祉」とは、みんなが幸せになることだと思っている。     | 13%         | 13%         | 12%         | 12%        |
| 5  | わからない                          | 2%          | 2%          | 2%          | 2%         |
| ※  | その他                            | 1%          | 0%          | 1%          | 2%         |
|    | 未記入                            | 1%          | 1%          | 1%          | 1%         |

約85%の人が「福祉」とはお互いに支えあい・助け合うことや困っている人を助けてあげることと答えており、15年前の調査とほぼ同様の結果となりました。地域福祉における共助の精神は継続・浸透していることがうかがえます。

問2 あなたは、日常生活のうえでの困りごとや、医療・福祉・教育などの事を誰に相談しますか。（複数選択）

| 回答 |             | 第2次<br>20年度 | 第3次<br>25年度 | 第4次<br>30年度 | 第5次<br>5年度 |
|----|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 1  | 配偶者         | 59%         | 59%         | 59%         | 60%        |
| 2  | 親           | 41%         | 44%         | 47%         | 37%        |
| 3  | 知人・友人       | 39%         | 46%         | 41%         | 45%        |
| 4  | 兄弟姉妹        | 33%         | 35%         | 34%         | 24%        |
| 5  | 子ども、孫       | 17%         | 17%         | 19%         | 22%        |
| 6  | 主治医         | 16%         | 15%         | 15%         | 14%        |
| 7  | 職場の上司・同僚    | 11%         | 11%         | 14%         | 15%        |
| 8  | 市役所         | 14%         | 10%         | 11%         | 11%        |
| 9  | 親戚          | 14%         | 13%         | 10%         | 9%         |
| 10 | 民生委員児童委員    | 14%         | 10%         | 6%          | 10%        |
| 11 | 教師などの学校関係者  | 8%          | 6%          | 5%          | 5%         |
| 12 | その他相談窓口     | 4%          | 2%          | 4%          | 7%         |
| 13 | 近所の人        | 3%          | 4%          | 3%          | 6%         |
| 14 | 社会福祉協議会     | 4%          | 3%          | 2%          | 8%         |
| 15 | 相談できる相手がいない | 1%          | 2%          | 1%          | 2%         |
| 16 | 町内会の役員      | 1%          | 1%          | 1%          | 3%         |
| 17 | 議員          | 1%          | 1%          | 0%          | 2%         |
| ※  | その他         | 2%          | 1%          | 2%          | 2%         |
|    | 未記入         | 1%          | 1%          | 1%          | 0%         |

困りごとの相談の主な相手として、第2次、第3次、第4次の結果とほぼ同様で、ほとんどが配偶者、親、兄弟などの親族、知人・友人となっています。微増した相談先として、民生委員児童委員、社協が挙げられます。その他として、インターネットで調べるという意見もありました。

問3 あなたは、ご近所の人と、どの程度のお付き合いがありますか。(1つ選択)

| 回答 |                                  | 第2次<br>20年度 | 第3次<br>25年度 | 第4次<br>30年度 | 第5次<br>5年度 |
|----|----------------------------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 1  | 困りごとを相談しあうなど家族同様の付き合いをしている。      | 5%          | 4%          | 3%          | 6%         |
| 2  | 普段から簡単な頼み事をしあう付き合いをしている。         | 38%         | 30%         | 27%         | 25%        |
| 3  | 普段それほど付き合いはないがいざという時には助け合う関係である。 | 14%         | 13%         | 13%         | 29%        |
| 4  | 顔を合わせたときあいさつをする程度の付き合いである。       | 38%         | 47%         | 48%         | 36%        |
| 5  | ほとんど付き合っていない。                    | 4%          | 5%          | 7%          | 4%         |
| ※  | その他                              | 1%          | 1%          | 1%          | 2%         |
|    | 未記入                              | 1%          | 1%          | 1%          | 0%         |

15年前と比較すると、「普段それほど付き合いはないがいざという時には助け合う関係である。」が15%増えていますが、「普段から簡単な頼み事をしあう付き合い」が13%減っており、普段からの関わり方や支え合いを意識することが必要なことがうかがえます。その他として、「1人暮らしの方には声がけするようにしている。」「必要な時に必要なおつきあいを考えます。」といった意見もありました。

問4 日常生活及び災害時の福祉活動やボランティア活動への参加の依頼があった場合、あなたはどのように思っていますか。(1つ選択)

| 回答 |                    | 第4次<br>30年度 | 第5次<br>5年度 |
|----|--------------------|-------------|------------|
| 1  | 内容によっては参加したいと思っている | 61%         | 60%        |
| 2  | 積極的に参加したいと思っている    | 12%         | 15%        |
| 3  | おそらく断ると思う          | 16%         | 15%        |
| 4  | わからない              | 8%          | 8%         |
| ※  | その他                | 2%          | 4%         |
|    | 未記入                | 1%          | 1%         |

約75%の人が何らかの形で参加したいと考えており、ボランティア意識は高いようです。その他として、健康面での不安や仕事・子育てで参加ができないといった意見がありました。

問5 あなたが福祉活動やボランティアに参加する際に、支障となるものは何ですか。(複数選択)

| 回答 |                           | 第2次<br>20年度 | 第3次<br>25年度 | 第4次<br>30年度 | 第5次<br>5年度 |
|----|---------------------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 1  | 仕事や学校                     | 59%         | 59%         | 60%         | 56%        |
| 2  | どのような活動があるのか福祉活動に関する情報がない | 53%         | 53%         | 48%         | 41%        |
| 3  | 健康や体力に自信がない               | 22%         | 22%         | 27%         | 40%        |
| 4  | 身近なところに活動の場がない            | 22%         | 22%         | 26%         | 21%        |
| 5  | 家事・育児                     | 14%         | 14%         | 21%         | 23%        |
| 6  | 興味のもてる活動が見つからない           | 30%         | 30%         | 21%         | 22%        |
| 7  | 人間関係がわずらわしい               | 14%         | 14%         | 14%         | 18%        |
| 8  | 介護している                    | 7%          | 7%          | 10%         | 5%         |
| 9  | 福祉活動をするうえでの経済的負担が大きい      | —           | 8%          | 12%         | 11%        |
| 10 | 福祉活動をするうえでの人手(仲間)が不足している  | 15%         | 15%         | 10%         | 12%        |
| 11 | 子どもを見てくれる人や場所がない          | 4%          | 4%          | 6%          | 6%         |
| 12 | 家族の支援・理解がない               | 4%          | 4%          | 4%          | 5%         |
| ※  | その他                       | 5%          | 5%          | 6%          | 6%         |
|    | 未記入                       | 3%          | 3%          | 2%          | 2%         |

支障の理由として「仕事」が最も多く、「活動の情報がない」「健康や体力に自信がない」が続き、15年前の結果とほぼ同様となりました。その他として、「支障はない。」「現在も活動している。」といった意見や「他人と関わりたくない。」という意見もありました。

問6 あなたの住んでいる地域の状況について、どのような課題や問題があると感じていますか。(複数選択)

| 回答 |                               | 第5次<br>5年度 |
|----|-------------------------------|------------|
| 1  | 除雪について課題があると思いますか？            | 61%        |
| 2  | 近所づきあいが減っていると思いますか？           | 50%        |
| 3  | 異世代との交流が少ないと思いますか？            | 49%        |
| 4  | 子どもの遊び場が少ないと思いますか？            | 41%        |
| 5  | 買い物に課題があると思いますか？              | 33%        |
| 6  | 高齢者の社会参加や生きがいづくりの場が少ないと思いますか？ | 25%        |
| 7  | 一人暮らし高齢者の生活支援が少ないと思いますか？      | 22%        |
| 8  | 外出に課題があると思いますか？               | 18%        |
| 9  | 他人からの干渉が多いと思いますか？             | 15%        |
| 10 | 障がい者への生活支援について課題があると思いますか？    | 12%        |
| 11 | 地区の活動などに参加しにくい雰囲気があると思いますか？   | 11%        |
| 12 | 出身地や家柄などへのこだわりがあると思いますか？      | 8%         |
|    | 障がい者家庭への偏見があると思いますか？          | 8%         |
| 13 | ひとり親家庭への偏見があると思いますか？          | 6%         |
| 14 | 子どもや高齢者などへの虐待について課題があると思いますか？ | 4%         |
| ※  | その他                           | 4%         |
|    | 未記入                           | 3%         |

「除雪」が最も多い結果となりました。次いで「近所づきあいが減っていること」、「異世代との交流が少ない」が多く、地域内での交流の頻度が減っている現状を課題として感じていることがうかがえます。その他として、「若い世代が少ない」「外出手段の確保」についての意見がありました。

問7 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、あなた自身はどうすればよいと考えますか。(複数選択)

| 回答 |                               | 第3次<br>25年度 | 第4次<br>30年度 | 第5次<br>5年度 |
|----|-------------------------------|-------------|-------------|------------|
| 1  | 隣近所で助けあう。                     | 28%         | 25%         | 26%        |
| 2  | 地域で孤立する人がないように互いに思いやりの気持ちを持つ。 | 27%         | 21%         | 22%        |
| 3  | 町内会や地域での行事や活動に積極的に参加する。       | 17%         | 19%         | 16%        |
| 4  | 自分たちの地域のまちづくりに積極的に参加する。       | 8%          | 12%         | 11%        |
| 5  | いろいろな団体やグループと連携をとり、まちづくりを進める。 | 4%          | 9%          | 10%        |
| 6  | ボランティア活動に積極的に参加する。            | 2%          | 6%          | 6%         |
| 7  | わからない。                        | 10%         | 5%          | 5%         |
| ※  | その他                           | 1%          | 1%          | 2%         |
|    | 未記入                           | 4%          | 1%          | 1%         |

隣近所で助けあうことや互いに思いやりの気持ちをもつこと、行事等に参加をすることが必要だと感じている方が多い結果となりました。その他として、人口減少に伴い地区内での助け合うことや若い世代への支援、意見を取り入れること、困ったときに備えて知識や必要な物・お金を備えること等の意見がありました。また、買物や除雪、移動手段に対して不安に感じている意見もありました。



## 4. 第4次村山市地域福祉計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 社会福祉法第107条の規定に基づき、村山市地域福祉計画の策定等を推進し、各分野から広く意見を求めるため、第4次村山市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること
- (2) 地域福祉計画の推進に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

### (組織)

第3条 委員会は、12名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種福祉団体に関係する者
- (2) 地域の組織に所属する者
- (3) 福祉業務に携わる者
- (4) その他市長が認めた者

### (任期)

第4条 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

### (庶務)

第7条 委員会の事務局は、福祉課内に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年10月24日から施行する。

## 5. 第5次村山市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

### (設 置)

第1条 社会福祉を取り巻く環境の変化や住民の生活問題の多様化により、これまで以上に、地域住民の主体性・創造性を活かした地域福祉活動が求められていることを踏まえ、第5次村山市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議検討する。

- (1) 村山市地域福祉活動計画の検討及び推進に関すること
- (2) 村山市地域福祉活動計画に係る調査に関すること
- (3) その他策定委員会が必要と認める事項

### (構 成)

第3条 委員会は、次に掲げる12名以内の委員をもって構成する。

- (1) 各種福祉団体に関係する者
- (2) 地域の組織に所属する者
- (3) 福祉業務に携わる者
- (4) その他会長が認めた者

2 委員は、村山市社会福祉協議会会長が委嘱する。

### (任 期)

第4条 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の中から互選する。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会 議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

### (事務局)

第7条 委員会の事務局は、村山市社会福祉協議会内に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年10月24日から施行する。

## 6. 第4次村山市地域福祉計画・ 第5次村山市地域福祉活動計画策定委員名簿

| 役 職     | 氏 名     | 所属団体等             |
|---------|---------|-------------------|
| 委 員 長   | 平 眞理子   | 村山市民生委員児童委員協議会長   |
| 副 委 員 長 | 大 場 美喜男 | 村山市地区代表連絡協議会長     |
| 委 員     | 井 田 慶 子 | マルボの会会長           |
| 委 員     | 田 中 浩 一 | 新高田ふれあい会・晦日町愛優会代表 |
| 委 員     | 末 永 秀 子 | いきいきネットワーク推進員     |
| 委 員     | 小 松 修   | 司法書士              |
| 委 員     | 板 垣 征 司 | 村山市身体障害者福祉協会長     |
| 委 員     | 工 藤 茂登子 | 村山市連合婦人会長         |
| 委 員     | 齋 藤 一 雄 | 林崎長老和楽会会長         |
| 委 員     | 青 柳 フヂ子 | 村山市老人クラブ連合会長      |
| 委 員     | 阿 部 知 位 | 袖崎まちづくり協議会福祉部会長   |
| 委 員     | 黒 沼 俊 雄 | 村山市社会福祉協議会大高根支会長  |

### 事務局

| (村山市福祉課)    |         | (村山市社会福祉協議会) |         |
|-------------|---------|--------------|---------|
| 課 長         | 佐 藤 真 一 | 事 務 局 長      | 安 藤 善 宏 |
| 課 長 補 佐     | 小 松 学   | 主 事          | 金 澤 広 奈 |
| 地 域 福 祉 主 査 | 三 澤 依邦子 | 事 務 嘱 託 員    | 阿 部 実貴子 |
| 地域福祉主査兼係長   | 齊 藤 直 樹 |              |         |

第4次村山市地域福祉計画・第5次村山市地域福祉活動計画

令和6年3月発行

編集・発行 **村山市**

〒995-8666 山形県村山市中央一丁目3番6号  
TEL0237-55-2111(代) FAX0237-55-7577

社会福祉  
法 **村山市社会福祉協議会**

〒995-0035 山形県村山市中央一丁目5番24号  
TEL0237-52-0321(代) FAX0237-55-7470